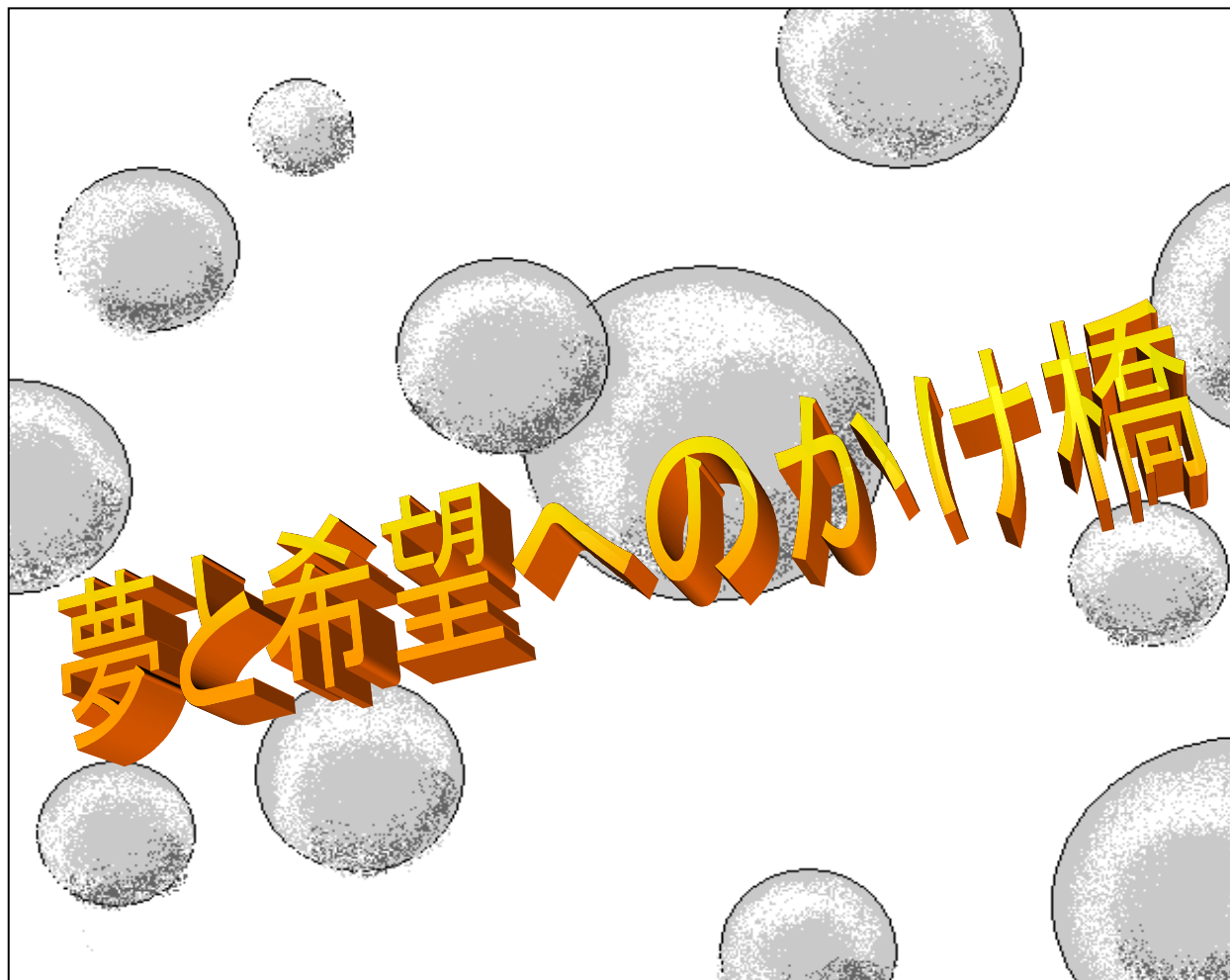




高校・大学・専門学校等への進学希望者・在学生のための
奨 学 金 制 度 あ れ こ れ

令和7年 11 月
堺市教育委員会

も く じ

1 奨学金制度って？	1
2 こんな場合どうするの？(Q&A)	2
3 日本学生支援機構(JASSO)の奨学金(給付型と貸与型)	11
4 堺未来応援奨学金(堺市奨学金)制度のお知らせ	16
5 高等学校等奨学のための給付金制度について	19
6 「市民税・府民税所得割額」の確認方法	43
7 高等学校の授業料について	44
8 所得判定について	54
9 高等学校・大学等における1年次納付金参考例	56
10 奨学金制度一覧表	58
11 民間の教育ローンの概要	66
12 堺市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度・ 大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付制度についての問合せ先	68

奨学金制度って？

奨学金制度とは、経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう支援していく制度で、先輩奨学生から返還されたお金を財源としており、新たな奨学生に貸与していく制度です。

奨学金には、日本学生支援機構、大阪府育英会奨学金などがあります。また、家庭事情に応じて母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付や、生活福祉資金貸付などの制度もあります。奨学金は、こどもたちの夢や希望を実現させ、将来の地域や社会を担う人づくりを支援するためのものです。

この冊子をよくご覧になって、これらの制度について十分に理解し、有効に活用していただきたいと思います。

相談窓口

堺市教育委員会 学校管理部 学務課

堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所高層館9階 北側

電話 072-228-7485

堺市人権ふれあいセンター 総合生活相談

堺市堺区協和町2-61-1

堺市立人権ふれあいセンター3階

電話 072-245-2530

こんな場合どうするの？（Q&A）

教育費について

Q1 進学する場合どのような費用が必要ですか。

A1 ◆ 高等学校・専修学校高等課程の場合（参考 P56）

○ 入学するまでに必要な費用

初めに、高等学校等を受験するための入学検定料が必要となります。合格してからは、入学するまでの間に、入学金、制服代、教科書代などを納付する必要があります。

※私立高等学校・専修学校高等課程の場合は、上記の他に施設費や授業料及び生徒会費などを一部前納しなければならないところもあります。

○ 入学後に必要な費用

入学してからは、生徒会費、PTA 会費、施設費、修学旅行積立金などを納付する必要があります。授業料については、公立高等学校は、P44～45 をご参照ください。私立高等学校は、P46～53 をご参照ください。

※国の就学支援金・府の授業料支援補助金の手続きや、授業料との差引き、還付の方法についての問合せ先は、進学先の高等学校等です。

※就学支援金・授業料支援補助金の支給期間は、ともに修業年限分で、全日制高等学校では3年間（36か月）、定時制・通信制高等学校では4年間（48か月）とされています。

◆ 大学・短期大学・専修学校専門課程の場合（参考 P57）

○ 入学するまでに必要な費用

高等学校等と同様に受験するための受験料が必要となります。合格してからは、入学するまでの間に、入学金、授業料の前期分、教育充実費、同窓会費、後援会費などを納付する必要があります。

専修学校の場合は、1年間にかかる費用を入学するまでに全額納付しなければならないところもあります。

○ 入学後に必要な費用

入学してからは、後期の授業料、施設設備費、実習費などを納付する必要があります。納付方法については、前期と後期に分かれている場合がほとんどです。

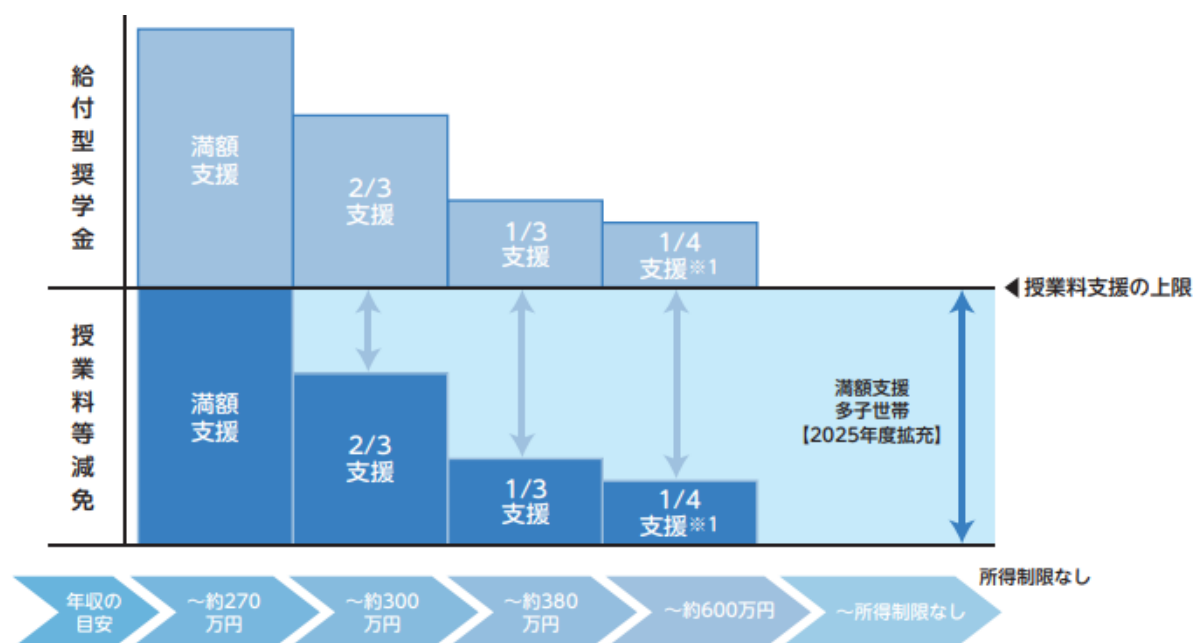
なお、大学等の学校納付金は、学校や学科によって異なります。詳しくは、募集要項などで確認できます。

- ◇ 日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補者となった人は、進学時に進学先の学校へ授業料等の減免を申請することで、授業料と入学金の減免を受けられます。

※給付型奨学金と同じ学業成績や経済状況の要件があります。

※高等専門学校の場合は、第4学年への進級時に、授業料等減免の申請を行ってください。

世帯構成や収入などに応じて支援額の区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)が決まります。
(多子世帯の場合、所得に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になります。)



※1 第Ⅳ区分については、

- ・多子世帯の場合に、給付型奨学金(支援上限額の1/4)及び授業料等減免(上限額まで)
- ・私立学校理工農系学部等の場合に、給付型奨学金の支給はありませんが、授業料等減免(支援上限額の1/3あるいは1/4)の支援が受けられます。

- ◇ 「多子世帯支援」・・・扶養するこどもの数が3人以上である世帯が対象
(住民税上の扶養するこどもの数が3人以上いる間、第1子から支援)

授業料・入学金は所得制限なく下表の金額を上限に支援が受けられ、給付型奨学金は所得に応じた支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)の金額が支給されます。

授業料・入学金の支援の年額

区分	国公立		私立	
	授業料	入学金	授業料	入学金
大学	54万円	28万円	70万円	26万円
短期大学	39万円	17万円	62万円	25万円
高等専門学校	23万円	8万円	70万円	13万円
専門学校	17万円	7万円	59万円	16万円

詳細はこちらから



Q2 多額の教育費をどのように準備すればいいでしょうか。

A2 進学のために計画的に積み立ててこられた貯蓄や現在の家計収入で、必要な教育費を賄うことができます。それが一番です。

しかし、さまざまな家庭事情や経済的理由によって準備が困難な場合には、授業料の減額や免除の制度を利用することができます。

それでも不足する場合には、あわせて奨学金制度や国の教育ローンを有効に活用することを考えてみてください。

奨学金について

Q1 奨学金を利用して、高等学校や大学等に進学したいのですが、利用できる制度にはどのようなものがありますか。

A1 高等学校や専修学校高等課程への進学に利用できる奨学金として、大阪府育英会の奨学資金があります。また、大学や短大、専修学校専門課程、高等専門学校、大学院への進学に利用できる奨学金として、日本学生支援機構の奨学金があります。

これらの奨学金のほかにも、家庭状況等に応じて母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（※1）や生活福祉資金貸付制度（※2）、あしなが奨学金、交通遺児育英奨学金などがあり、いずれも無利子または、低利率の有利子で進学・修学する生徒本人又は保護者に貸し付けるものです（P58～65）。

一部の奨学金には給付型のものもあります。日本学生支援機構の給付奨学金については、P11～15 をご参照ください。

このほか、必要な教育資金を貸し付ける日本政策金融公庫等の教育ローン（P66～67）があります。弁済資力に関する要件などの借入条件や貸付限度額などをよく調べた上で、利用するようにしてください。

進学先によっては学校独自の奨学金等制度を設けているところもあります。

※1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

問合せは、各区保健福祉総合センター子育て支援課（P68）

※2 生活福祉資金貸付制度…教育支援資金の申込みは入学決定後随時・就学支度費の申込みは入学年の4月末が期限。問合せは、堺市社会福祉協議会（P68）

Q2 自己破産したのですが、奨学金等の制度を利用できますか。

A2 日本学生支援機構や大阪府育英会等の奨学金を利用することができます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度については、状況により異なりますので、詳しくはそれぞれの担当窓口（P68）にご相談ください。

高等学校や大学等に在学中の場合は、授業料減免制度があるかどうか、学校にご相談ください。

Q3 奨学金は誰でも受けることができますか。

A3 それぞれの奨学金制度によって対象となる奨学生の条件が異なります。主な条件としては、家庭の収入状況や本人の学力あるいは学業継続の見込みなどですが、条件を満たしていれば誰でも受けることができます。

ただし、奨学金の中には予算により定員枠があるものもあります。そうした場合、より困難な状況にある人から優先的に採用されるのが一般的です。

Q4 複数の奨学金を受けることはできますか。

A4 重複して利用することを認めている奨学金制度と認めていない奨学金制度があります。それぞれの制度を十分確認する必要があります。

詳しくは、各奨学金制度の問い合わせ先でご確認ください。

Q5 申込手続きはどうしたらいいですか。

A5 日本学生支援機構や大阪府育英会の奨学金の申請については、予約申請と在学申請があります。

日本学生支援機構奨学金制度の大学（短大、専修学校専門課程を含む）予約申込みは、給付型・貸与型ともに必要書類を高等学校等在籍校に提出し、インターネット（スカラネット）で申込みを行います。また、日本学生支援機構へマイナンバーの提出が必要です。

大阪府育英会奨学資金制度の高等学校（専修学校高等課程を含む）予約申込みは、9月頃に中学校等在籍校で行います。

いずれも申込時期は各学校が定める期間となっています。申請を希望される場合は、事前に必ず在籍校または出身校で詳細をご確認ください。

予約申請しなかった場合、進学後に進学先の学校を通じて、在学申請することもできますが、入学後に入学資金の貸付を申し込むことはできません。

また、民間団体の奨学金などでは直接手続きをしなければならないこともありますが、学校の窓口に案内がきていることも多いので、まずは学校に尋ねてみてください。

なお、学校で説明会がある場合は、是非参加してください。

各奨学金制度には申込期間が定められています。これを逃すと申込みができませんので、十分注意をしてください。

Q6 今は進学するか、就職するか、迷っています。また、進学するにしても、国公立か私立かも決めていません。どうすればいいでしょうか。

A6 進学する可能性があるなら、教育費をどのように手当てするか計画を立てておくことが大切です。

日本学生支援機構や大阪府育英会では、奨学金の予約申請制度があります。進学するかどうか、または、進学先をどこにするか迷っている場合でも、あらかじめ手続きをすることができます。在籍している学校を通じて申請してください。奨学生としての採否は入学までに決まります。採用された場合、申請内容に応じて奨学金の給付・貸与が受けられます。ただし、進学後に所定の手続きが必要ですので、進学先からの指示に従ってください。

なお、進学しない場合や、借る必要が無くなった場合には、辞退することができます。

Q7 日本学生支援機構奨学金の予約申請で不採用となった場合、再度申請はできますか。

A7 日本学生支援機構では、予約申請で不採用になっても、進学した学校で4～5月にかけて在学（1年生）としての申請をすることができます。

Q8 過年度生や、高等学校卒業程度認定資格を取って大学等へ進学する場合も、日本学生支援機構奨学金の予約申請はできますか。

A8 高等学校等を卒業後2年以内であれば、出身校で予約申請の手続きができます。出身校へお問合せください。

高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」という）の合格をもって、大学等へ進学する場合、高卒認定試験受験資格取得年度（16歳となる）の初日から認定試験合格までの期間が5年を経過していない人、及び高卒認定試験合格者となった年度の末日から2年を経過していない人または当年度合格見込みの人は申請できます。高等学校等に在籍していない人は直接日本学生支援機構へ直接申込みとなります。申込資料をインターネットまたは郵送で請求してください。

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 採用課 予約採用係
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 TEL 03-6743-6704
※高卒認定試験合格者等向けの専用番号です。（その他の問い合わせは不可）

Q9 家計維持者の失職、病気や災害等により、急に家計が苦しくなった場合、どうすればいいですか。

A9 高等学校においては、授業料支援（P44～53）や奨学のための給付金（P19～42）があります。

日本学生支援機構には、給付奨学金家計急変採用、第一種奨学金緊急採用（無利子）、第二種奨学金応急採用（海外の大学・大学院対象）があります。また、大阪府育英会でも家計急変に対応して緊急採用の制度があります。

また、在籍校または進学先で授業料減免制度があるかどうか、一度ご相談ください。

Q10 奨学金はいつ貸与または給付されますか。

A10 予約申請した日本学生支援機構や大阪府育英会奨学資金については、進学先で正式手続きを終えた後、貸与されることとなります。

日本学生支援機構の場合は、入学後の進学届の手続き時期により、4～6月に1回目の貸与または給付額が本人の指定する金融機関の口座に振り込まれます。その後は月額貸与または給付分が毎月口座に振り込まれます。

大阪府育英会の場合、入学時増額奨学資金の振り込みは、専願（私立）で2月中旬以降、併願・国公立で3月上旬以降に、口座に振り込まれます。奨学資金の振込み（1回目）は、予約採用者及び前年度からの継続奨学生に対しては5月下旬、在学採用者に対しては7月中旬となります。その後、貸付年額に応じて年1～3回に分けて口座に振り込まれます。

Q1 1 入学手続き時に授業料（前期分）などを支払うこととなっています。支払日までに奨学金の貸与が間に合いません。どうしたらいいですか。

A1 1 計画的に積み立ててこられた貯蓄や家計収入で納めることができれば一番いいのですが、納められない場合は、奨学金が貸与されるまでの間、日本政策金融公庫の国の教育ローン、近畿労働金庫の奨学生入学金融貸付制度を利用することができます。

なお、奨学金貸与が内定している場合は、授業料の分納や支払期限の延長などを考慮してくれる学校もありますので、在籍校または進学予定の学校に相談してみてください。

また、堺市にも相談窓口（P 1）があります。

Q1 2 奨学金制度と、教育ローンの違いは何ですか。

A1 2 奨学金制度は、進学する本人を対象としており、定められた修業期間中に一定の奨学金が定期的に貸与または給付され、貸与の場合は、卒業後に本人が返還していく制度です。それに対して教育ローンは、進学する本人の保護者を対象としており、入学金などのまとまった教育資金の貸付が受けられます。

返還期間や審査基準、金利の有無などそれぞれの制度に違いがありますので、よく確認してご活用ください。

Q1 3 海外留学のための奨学金制度はありますか。

A1 3 日本学生支援機構には、日本の高等学校を卒業後、海外の大学に進学する留学生に対する「海外留学生のための奨学金制度」があります。在籍している学校で相談してください。なお、日本学生支援機構ホームページに「留学生支援」のページがあります。

このほかにも、日本政策金融公庫の国の教育ローン、堺仁徳ライオンズクラブ奨学金などもあります。詳細については各ホームページをご参照ください。

Q1 4 外国籍の人は申し込めますか。

A1 4 各種奨学金によって違いがあります。たとえば日本学生支援機構では、給付型の場合、在留資格が (1)法定特別永住者 (2)「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人 (3)「定住者」であって、将来永住する意思がある人には、申込資格があります。貸与型の場合は在留資格によって申し込みができない場合がありますので学校にお問合せください。

また、朝鮮奨学会奨学金や韓国教育財団等の奨学金は給付制で、返還の必要はありません。その他の奨学金については、奨学金制度一覧表（P 58～65）で確認してください。

入学資金について

Q1 入学時に必要な資金が不足する場合、どのような制度がありますか。

A1 高等学校進学の際には、大阪府育英会の入学時増額奨学資金貸付制度があります。また、大学や短大、専修学校専門課程、高等専門学校、大学院への進学の際には、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金制度（有利子）があります。

このほか、家庭の状況に応じて、ひとり親家庭を対象とした母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（就学支度資金）、生活保護世帯や府・市町村民税の非課税世帯等を対象とした生活福祉資金貸付制度（教育支援資金 就学支度費）、あしなが奨学金、交通遺児育英奨学金などもあります。

その他にも、日本政策金融公庫の国の教育ローンや各種金融機関の教育ローン、また、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金が貸与されるまでのつなぎ融資として、近畿労働金庫の奨学生入学金融融資制度やヒューファイナンスおおさかの入学準備資金融資もあります。なお、これらはすべて有利子です。

詳しくは奨学金制度一覧表（P58～65）を、教育ローンについては（P66～67）をご参照ください。

Q2 入学資金貸付を受けるためには、いつ申し込めばいいですか。

A2 大阪府育英会 高等学校等入学時増額奨学資金貸付制度は、9月頃に奨学資金と一緒に募集するようになっています。申込みは、在籍する中学校で行います。申込期間は各学校が定める期間となっていますので、必ず中学校へご確認ください。

日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金制度は、第一種または第二種奨学金を申し込む際に、同時に申請を行います（P5のQA5を参照）。

また、日本政策金融公庫の国の教育ローン、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度については、随時の受付となっておりますが、すでに学校に納付した費用は対象にならないこともあります。

詳細については、学校または堺市の相談窓口（P1）のいずれかに相談してください。

Q3 申請した入学資金は、いつ貸与されますか。

A3 入学資金等の貸与には、進学しようとする学校の合格を証明する書類が必要となります。

大阪府育英会の高等学校等入学時増額奨学資金貸付制度の場合、合格発表後、書類提出による借入手続きの完了から概ね10日以内に貸与されます。

大学等への進学の場合、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金は、1回目の奨学金貸与時期にあわせての貸与となります。したがって、入学前の入学金等の納付には間に合いません。その分の資金が不足する場合は、つなぎ融資の活用などがあります。学校または堺市の相談窓口（P1）にご相談ください。

家庭の状況に応じて活用できる母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度については、入学金等の納付締切日を確認のうえ、事前にそれぞれの窓口（P68）に相談しておく必要があります。

返還について

Q1 借りた奨学金を返す方法は、どのようになっていますか。

A1 日本学生支援機構、大阪府育英会ともに、卒業後に分割で返せばよいことになっています。それぞれの奨学金制度により定められた期間・方法がありますので、それに従ってください。日本学生支援機構、大阪府育英会においては、卒業後6か月を経過した後に、貸与額に応じて返還が始まります。

なお、高等学校のときに奨学金を利用し、その後大学等に進学した場合、大阪府育英会に届け出ることにより、大学等の卒業まで返還が猶予されます。

また、日本学生支援機構の第一種奨学金の返還については、予約採用申込時に「定額返還方式」と、所得に応じて毎月の返還額が変動する「所得連動返還方式」のどちらか1つを選択することとなっています。「所得連動返還方式」を選択した場合、保証制度は「機関保証制度」となり、自らが依頼する保証人及び連帯保証人の制度である人的保証は選択できません。

奨学生から返還されたお金は、新たな奨学生のための資金となり、奨学金制度を将来にわたって維持するための大切な財源となります。奨学金を利用する場合は、返還することも念頭において必要額がいくらよく考え、必ず計画的に返還していきましょう。

☆日本学生支援機構の返還例

第一種奨学金（無利子）

在学採用・1年次から卒業まで貸与した場合（定額返還方式） ※自宅通学

		貸与総額（円）	貸与月数（月）	返還総額（円）	月賦金額（円）	返還回数（年数）
大学	国公立	45,000	48	2,160,000	12,857	168回（14年）
	私立	54,000		2,592,000	14,400	180回（15年）
	国公私共通（自宅外含む）	30,000		1,440,000	9,230	156回（13年）
短期大学 専修（専門） 2年課程	国公立	45,000	24	1,080,000	7,500	144回（12年）
	私立	53,000		1,272,000	8,833	144回（12年）
	共通（自宅外含む）	30,000		720,000	6,666	108回（9年）
専修学校 （専門課程） 3年課程	国公立	45,000	36	1,620,000	10,384	156回（13年）
	私立	53,000		1,908,000	12,230	156回（13年）
	共通（自宅外含む）	30,000		1,080,000	7,500	144回（12年）

※2017年度以降、新たに第一種奨学金の奨学生として採用された人については、これまでの返還方式である「定額返還方式」に加え、所得に応じた返還方式である「所得連動返還方式」が選択可能です。

第二種奨学金（有利子）

大学（貸与月数48月）の場合 年利0.50%～3%

貸与月額	貸与総額（円）	返還総額（円）	月賦金額（円）	返還回数（年数）
3万円	1,440,000	1,491,061～1,761,917	9,557～11,293	156回（13年）
5万円	2,400,000	2,497,419～3,018,568	13,874～16,769	180回（15年）
8万円	3,840,000	4,045,295～5,167,586	16,855～21,531	240回（20年）
10万円	4,800,000	5,056,654～6,459,510	21,069～26,914	240回（20年）
12万円	5,760,000	6,068,011～7,751,445	25,282～32,297	240回（20年）

短期大学・専修学校専門課程（貸与月数24月）の場合 年利0.50%～3%

貸与月額	貸与総額（円）	返還総額（円）	月賦金額（円）	返還回数（年数）
3万円	720,000	738,184～833,004	6,835～7,713	108回（9年）
5万円	1,200,000	1,239,482～1,448,002	8,607～10,055	144回（12年）
8万円	1,920,000	1,988,116～2,349,227	12,744～15,059	156回（13年）
10万円	2,400,000	2,497,419～3,018,568	13,874～16,769	180回（15年）
12万円	2,880,000	3,004,293～3,672,102	15,647～19,125	192回（16年）

☆大阪府育英会の返還例

- ・高等学校等を卒業後、6 か月を経過した後、育英会が定める額を返還しなければなりません。
- ・返還額及び返還期間は借入総額等により異なります。

(1) 入学時増額奨学資金のみ「37 万円」を借りた場合

・返還月額 4,000 円（返還年額 48,000 円） 返還期間 7 年 9 か月

(2) 奨学資金のみ「30 万円」を借りた場合

・返還月額 8,000 円（返還年額 96,000 円） 返還期間 3 年 2 か月

(3) 入学時増額奨学資金「37 万円」と奨学資金「30 万円」の「総額 67 万円」を借りた場合

・返還月額 10,000 円（返還年額 120,000 円） 返還期間 5 年 7 か月

Q2 返還金を滞納すると、どうなりますか。

A2 本来返還すべき時期にきちんと返還されないと、延滞した期間に応じて延滞金がかかります。借用人が返還しなければ、連帯保証人に請求されます。また、長期にわたる悪質な滞納者に対しては、法的な措置をとり給与の差し押さえなど強制執行を行う場合があります。

〈日本学生支援機構の延滞金〉

日数に応じて年 3%

〈大阪府育英会の延滞金〉

滞納した額に対して滞納期間に応じ、年 8.9 %

Q3 返還が困難になった場合に返還猶予や返還免除が受けられますか。

A3 進学した場合や卒業後、災害又は傷病、その他やむを得ない事由によって返還できなくなった場合は、申請によって返還方法の変更や 1 年単位で返還が猶予される場合もあります。滞納する前に必ず「返還猶予」の手続きについて、各機関にご相談ください。

本人が死亡又は心身に障害があるため、将来にわたって返還ができなくなった場合には、申請によって全額又は、一部の返還が免除されるものもあります。

日本学生支援機構においては、貸与終了後に日本学生支援機構に願い出ることにより、返還中の各種制度があります。

- ・減額返還…経済困難、傷病、災害等で奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を 1/2、1/3、1/4、2/3 にする制度です。その分の返還期間は 2 倍または 3 倍になります。返還が困難になっても少しずつ返還ができる制度です。
- ・返還期限の猶予…経済困難、傷病、災害等で奨学金の返還が困難になった場合、返還を待ってもらう制度です。返還期日が先延ばしになります。貸与終了後に引き続き在学する場合や、別の学校に在学する場合も、願い出ることにより返還期限が猶予されます。猶予期間中は無利息です。
- ・返還免除…本人が死亡または精神・身体の障害により労働能力を喪失した場合、返還未済額の全部または一部が免除される制度です。

大阪府育英会においては、連絡・相談することにより、返還方法の変更（減額）や返還を猶予することができます。

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金

給付型奨学金

1. 対象となる学校種

大学・短期大学・高等専門学校（４・５年生）・専修学校（専門課程）

※国又は自治体から対象校としての確認を受けた学校のみ

※海外大学は対象外

2. 申込資格……次の（１）・（２）の両方を満たす人

（１）初めて高校等（本科）を卒業予定又は卒業後２年以内の人

（２）日本国籍を有する者又は外国籍で「法定特別永住者」「永住者」「日本人又は永住者の配偶者」「定住者」「家族滞在」のいずれかに該当する人

3. 選考の基準

（１）学力基準……次の①・②のいずれかを満たす人

①高等学校等における第１学年から申込時までの全履修科目の評定平均値が５段階評価で 3.5 以上（５段階評価をしていない学校は、これに準ずる学習成績）

②将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが確認できること（学修意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います）

（２）家計基準……次の①・②の両方を満たす人

①収入基準 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計にて判定します。

支給額算定基準額＝課税標準額×６％－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）

※政令指定都市は（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に 3/4 を乗じた額

支援区分	支給額算定基準額	年収の目安
【第Ⅰ区分】	100 円未満	約 270 万円以下
【第Ⅱ区分】	100 円以上 25,600 円未満	約 300 万円以下
【第Ⅲ区分】	25,600 円以上 51,300 円未満	約 380 万円以下
【第Ⅳ区分】	51,300 円以上 154,500 円未満	約 600 万円以下

●年収の目安は両親、本人、中学生の４人世帯を想定しています。

●所得要件の確認は原則として提出されたマイナンバーにより JASSO が確認します。

●多子世帯支援は、扶養するこどもの数が３人以上である世帯（扶養するこどもが３人以上いる間、第一子から支援）が対象となります。

理工農系支援は、私立の理工農系の学科等に通う学生が対象となります。対象となる学科等は文部科学省のホームページで公表しています。

【参考】収入・所得の上限額の目安

（★）が給与所得者（会社員等）の世帯（年間の総収入金額）

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①（★）	207	298	373	630
3人	あなた、親①（★）、中学生	221	298	373	630
4人	あなた、親①（★）、親②（無収入）、中学生	271	303	378	635
4人	あなた、親①（★）、親②（★）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：587 親②：155
5人	あなた、親①（★）、親②（パート）、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：698 親②：100

※表中の数字はあくまでも目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

(☆) が給与所得者以外(自営業者等)の世帯(年間の所得金額)

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(★)	135	192	245	439
3人	あなた、親①(★)、中学生	147	196	250	443
4人	あなた、親①(★)、親②(無収入)、中学生	182	212	287	475
4人	あなた、親①(★)、親②(★)、中学生	親①: 147 親②: 115	親①: 148 親②: 155	親①: 201 親②: 155	親①: 403 親②: 155
5人	あなた、親①(★)、親②(パート)、大学生、中学生	親①: 217 親②: 100	親①: 277 親②: 100	親①: 353 親②: 100	親①: 530 親②: 100

※表中の数字はあくまでも目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

- ②資産基準 スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額(現金やこれに準ずるもの、預貯金、有価証券や投資信託)の合計額が基準額 5,000 万円未満であること

4. 給付金額

(1) 大学・短期大学・専修学校(専門課程)

区分	国公立		私立		通信教育 課程
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200 円 (33,300 円)	66,700 円	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円	51,000 円
第Ⅱ区分	19,500 円 (22,200 円)	44,500 円	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円	34,000 円
第Ⅲ区分	9,800 円 (11,100 円)	22,300 円	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円	17,000 円
第Ⅳ区分 ※多子世帯 に限る	7,300 円 (8,400 円)	16,700 円	9,600 円 (10,700 円)	19,000 円	12,800 円

●生活保護世帯、児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額となります。

●第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

(2) 高等専門学校(4・5年生)

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	17,500 円 (25,800 円)	34,200 円	26,700 円 (35,000 円)	43,300 円
第Ⅱ区分	11,700 円 (17,200 円)	22,800 円	17,800 円 (23,400 円)	28,900 円
第Ⅲ区分	5,900 円 (8,600 円)	11,400 円	8,900 円 (11,700 円)	14,500 円
第Ⅳ区分 ※多子世帯 に限る	4,400 円 (6,500 円)	8,600 円	6,700 円 (8,800 円)	10,900 円

●生活保護世帯、児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額となります。

●第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

5. 申込方法

進学する前年度に在籍する高等学校等を通じて申込み。
進学先の大学等を通じて申し込む在学募集の実施も有り。

6. 進学後の手続き

- (1) 進学後、「進学届」を提出します。
- (2) 進学先の学校で別途手続きを行うことで、大学等における授業料及び入学金減免も併せて対象となります。
- (3) 適格認定 要件に満たない場合には支給停止・支給額変更や支援が打ち切られることがあります。
(家 計) 奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）や、あなたが報告した資産額が、家計基準を満たしているかを JASSO が確認します。
(学業成績等) 在学する大学等により、学年末（2 年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が JASSO に報告されます。

貸与型奨学金

1. 対象となる学校種

大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）

2. 貸与奨学金の種類

	第一種奨学金	第二種奨学金
利息	利子なし	利子あり (在学中は無利息)
貸与方法	奨学生本人名義の普通預金・ 通常貯金口座への <u>毎月の振込</u>	



入学時特別増額貸与奨学金
利子あり (在学中は無利息)
第一種又は第二種奨学金の 初回の振込時に 増額して振込(1 回限り)
日本政策金融公庫の 「国の教育ローン」を申込み 審査が通らなかった人

第一種と第二種奨学金の両方の貸与（併用貸与）も可能

単独での利用はできません

3. 申込資格……次の(1)か(2)のいずれかを満たす人

- (1) 3月に高等学校等（本科）を卒業予定の人
- (2) 高等学校等（本科）を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人
外国籍の人は、上記(1)又は(2)を満たし、「特定特別永住者」「永住者」「日本人又は永住者の配偶者」「定住者」「家族滞在（条件あり）」に該当する人であれば申し込みができます。

4. 選考の基準

(1) 学力基準

【第一種（併用貸与を含む）】

次の①・②のいずれかを満たし、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等

- ① 高等学校等における第 1 学年から申込時までの全履修科目の評定平均値が 5 段階評価で 3.5 以上
- ②①に該当しない場合は、次の❶～❸のいずれかの条件に該当し、かつ、将来社会で自立し、及び活躍する目標をもって入学しようとする大学等における学修意欲がある者として学校から推薦されれば、学力基準を満たすものとして扱います。
 - ❶ 生計維持者（原則父母）の貸与額算定基準額が 0 円である
 - ❷ 生計維持者（原則父母）が生活保護を受給している
 - ❸ 「社会的養護を必要とする人」（児童養護施設在籍者等）

※学修意欲の確認は、学校等において、面談の実施又はレポート提出により行います

【第二種】次の①から③のいずれかに該当する者

- ①高等学校等における第1学年から申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である
- ②特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる
- ③大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる

(2) 家計基準…住民税情報により算出された生計維持者の貸与額算出基準額が下表に該当するか審査を行います。

第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額が164,600円以下であること
第一種	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
第二種	生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること

支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額×6%－市町村民税調整控除額^{★2}－多子控除^{★3}－ひとり親控除^{★4}－私立自宅外控除^{★5}

★1 市町村民税所得割が非課税の人はこの計算式にかかわらず貸与額算定基準額が0円となります(以下の例外を除く)。

・ふるさと納税等による寄附控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は貸与額算定機銃額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税になっていても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市は、市町村民税調整控除額に3/4を乗じた額

★3 生計維持者が2人を超えるこどもを扶養している場合、2人を超えるこども1人につき40,000円を控除します。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

★5 在学採用の審査において、あなたが私立大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。ただし、進学前の予約採用の審査には適用しません。

家計基準の収入・所得の上限額の目安

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の総収入金額)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	あなた、親①(ひとり親)(★)	761	1,166	706	546	893	500
3人	あなた、親①(★)、親②(無収入)	716	1,133	661	536	879	489
4人	あなた、親①(★)、親②(★※)、中学生	803	1,250	743	552	892	506
5人	あなた、親①(★)、親②(★※)、中学生、小学生	905	1,334	841	629	958	585

※ 表中の数字はあくまでも目安です。家計基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※ 親②(★※)は、例として、(★)が給与所得の世帯の場合(左表)は収入300万円、(★)が給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています。

5. 貸与金額

進学先 奨学金の種類等		大学			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種 奨学金 (※)	最高月額	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
	最高月額 以外の月額		40,000 円	40,000 円	50,000 円
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	40,000 円
		20,000 円	20,000 円	20,000 円	30,000 円
第二種奨学金		20,000 円～120,000 円（10,000 円単位）			
入学時特別増額貸与奨学金		100,000 円～500,000 円（100,000 円単位）			

(※) 給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

* 第一種奨学金は、自宅外通学の場合、自宅通学の月額も選択できます。

* 申込時の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外からの月額から選択することになります。

奨学金の種類等		進学先		短期大学・専修学校（専門課程） ・高等専門学校（本科4・5年生、専攻科）			
		国公立		私立			
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学		
第一種奨学金 （※）	最高月額	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円		
	最高月額 以外の月額				50,000 円		
		30,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円		
		20,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円		
			20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	
第二種奨学金		20,000 円～120,000 円（10,000 円単位）					
入学時特別増額貸与奨学金 ※高等専門学校（本科4・5年生、専攻科）除く		100,000 円～500,000 円（100,000 円単位）					

(※) 給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

* 第一種奨学金は、自宅外通学の場合、自宅通学の月額も選択できます。

* 申込時の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外からの月額から選択することになります。

6. 申込方法

進学する前年度に在籍する高等学校等を通じて申込み。

進学先の大学等を通じて申し込む在学募集もあり。

ただし、在学募集時は、入学時特別増額貸与奨学金の申込は不可。

7. 貸与奨学金の返還

奨学金の返還は貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）に貸与終了時に登録した口座から毎月27日に振替（引落し）により始まります。毎月の返還額・返還期間は、選択した返還方式等により異なります。

第一種奨学金は「定額返還方式」と「所得連動返還方式」のどちらか1つを選択します（P9参照）。

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は「定額方式」のみ。

利率は、奨学生に採用された年度によって異なります。

堺未来応援奨学金（堺市奨学金制度）のお知らせ

高校生等

※以下の説明は令和7年度のものであります。

堺未来応援奨学金は、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。
この奨学金は、寄附金などを積み立てた「堺市奨学等基金」から給付されます。

1. 対象となる方

次の（１）～（２）の要件をすべて満たす方

（１）令和7年7月1日時点で、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒であること。

※ ただし、正規の修業年限以内の者に限る

（２）令和6年分（令和6年1～12月）の保護者等（親権者全員）の合計所得額が、基準額以下の世帯であること（下の基準額表を参照してください）。

ただし、上記(1)の方の内、生活保護（生業扶助）受給世帯又は府民税所得割額と市民税所得割額の合算額が0円（非課税）で、大阪府が実施する「奨学のための給付金（通常制度）」の対象となる世帯は「堺未来応援奨学金」の対象とはなりません。

（基準額表） ※ この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって多少異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額 (給与収入の目安)	215万円 (333万円)	258万円 (391万円)	305万円 (449万円)	342万円 (495万円)	384万円 (548万円)

2. 給付金額 上限 60,000円（一括支給）

※ 課程等により、金額が異なります。結果通知は、1月ごろに発送します。

3. 選考人数 500名程度（経済的に困窮度の高い順に決定します）

4. 申請期間 7月1日（火）～10日（木）

区役所での申請は土・日除く9時～17時15分

5. 申請方法 下記いずれかの方法にて申請してください。

◆電子申請

◆郵送

ホームページより申請書をダウンロード（7月1日から可能）し、必要事項を記入のうえ、学務課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1）へ。7月10日消印有効

◆各区役所 企画総務課窓口

（西区役所は総務課）

（持ち物）① 生徒本人及び保護者の印鑑（ただし、本人が署名する場合は不要）

※ 朱肉を使用する印鑑に限ります。

② 生徒本人名義の預金口座のわかるもの（通帳等）

＜問い合わせ先＞ 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL：072-228-7485 FAX：072-228-7256

堺未来応援奨学金のお知らせ

大学生等

※以下の説明は令和7年度のものです。

堺未来応援奨学金は、経済的理由により修学が困難な大学生等に、奨学金を給付する制度です。
この奨学金は、寄附金などを積み立てた「堺市奨学等基金」から給付されます。

1. 対象となる方

次の（１）～（４）の要件をすべて満たす方

（１）大学、短期大学、高等専門学校（１～３年生を除く）、専修学校（専門課程）の学生であること。

（２）日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）が実施する給付型奨学金（第Ⅰ～第Ⅲ区分）を令和7年度4月分から9月分まで継続して受給していること。

（３）令和7年4月30日から申請日までの期間に継続して、本人又はその生計維持者が市内に住所（住民票）を有すること。

※ DV等により、住民票を動かさずに堺市に避難中の方は、避難状況を証明できる書類を申請書に添付してください。

（４）成績値が0～4の5段階評価にして平均3.0以上であること。

※詳しくは、次ページ「7. 成績値の換算方法について」をご覧ください。

2. 給付金額 年額 120,000円（一括支給）

※ 結果通知は、1月末ごろに発送します。

3. 選考人数 120名程度

※ 成績値の高い順に決定します。

4. 申請期間 10月1日（水）～31日（金）

5. 申請方法 下記いずれかの方法により申請してください。

◆電子申請

◆郵送

堺市ホームページからダウンロード（10月1日から可能）した申請書、又は各区役所市政情報コーナー（堺区役所は市政情報センター）に配架している申請書に、必要事項を記入の上、切手を貼って学務課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1）へ。10月31日消印有効

6. 提出書類 (1) 申請書

(2) 成績値を証明する書類（氏名及び各科目の成績値の記載要）

- (例) 大学等 1 年生…高等学校等の第 1 学年から最終学年まで
大学等 2 年生…大学等第 1 学年から申請時まで
大学等 3 年生…大学等第 1 学年から申請時まで
大学等 4 年生…大学等第 1 学年から申請時まで
高等専門学校 4 年生…高等専門学校第 1 学年から第 3 学年まで
高等専門学校 5 年生…高等専門学校第 4 学年から申請時まで

**※封緘されている証明書の場合は、開封せずに郵送でご提出ください。
封緘されていない場合は、電子申請でデータ添付による提出が可能です。**

(3) JASSO の給付型奨学金（第Ⅰ～第Ⅲ区分）を令和 7 年度 4 月分から 9 月分まで継続して受給していることがわかる書類（例：スカラネット・パーソナルの奨学生番号及び支援区分がわかる部分の画面コピー等）

7. 成績値の換算方法について

成績値の換算方法については、以下の表を参考にしてください。

平均値は、各科目の換算値の合計÷総科目数で計算します。なお、評価不能科目は計算から除外します。

① 5 段階評価による換算

ABC 制	優良可制	換算値
A	秀	4
B	優	3
C	良	2
D	可	1
E（不合格）	不可	0

② 4 段階評価による換算

ABC 制	換算値
A	4
B	2.67
C	1.33
D（不合格）	0

③ 6 段階評価による換算

ABC 制	換算値
S	4
A	3.2
B	2.4
C	1.6
D	0.8
E（不合格）	0

8. 留意事項

この奨学金は、他の奨学金との併給は可能ですが、この奨学金を受給することにより他の奨学金が受けられなくなる場合がございますのでご注意ください。

＜問い合わせ先＞ 堺市教育委員会 学務課 奨学係
TEL：072-228-7485 FAX：072-228-7256

高等学校等奨学のための給付金制度について（国公立）

※以下の説明は令和7年度のものです。

【通常申請】



国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和7年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者等）全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）の世帯 又は 生活保護（生業扶助）受給世帯 であること。
- ② 保護者等（親権者等）が大阪府内に住所を有していること。（※1）
- ③ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学しており、原則、令和7年7月1日現在において休学していないこと。（大阪府外の国公立高等学校等も対象です。）
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。

※2 保護者等（親権者等）が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

※3 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

※4 支給の回数は、毎年度1回、全日制：通算3回、定時制・通信制：通算4回 を上限とします。

学び直し支援金の支給対象者は、上記回数に加えて 全日制：1回、定時制・通信制：最大2回 までを上限とします。

保護者等（親権者等）の考え方（就学支援金での考え方と同じです。）

①生徒に
親権者がいる場合
→その親権者

②生徒に
親権者がいない場合
→未成年後見人

③左の①②が
どちらもいない場合で
他の方の収入により
生徒を扶養している場合
→その方＝主たる生計維持者

④左の①②③が
いない場合
→生徒本人

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額）	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	32,300円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）世帯に扶養されている生徒	143,700円	50,500円

申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書 等(※2)	通帳等の 写し	在学証明書
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●	▲(※3)
区分2:非課税世帯	●	—	●	●	▲(※3)

※2 次の①～③のいずれかの書類です。(令和7年度のものがが必要です。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※3 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和7年7月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

事前に
確認を!

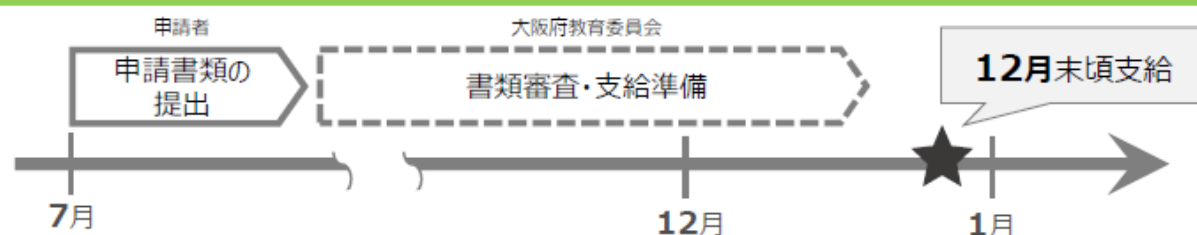
**保護者等(親権者等)全員、
税の申告が必要です!**

事業を営まれている方、
収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ



- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、学校が定める期限までにお通りの学校事務室へご提出ください。
- 国立高等学校又は大阪府外の公立高等学校に在学している場合は、
お通りの学校を介さず直接申請を行うことも可能です。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
- ③ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、**給付金を充当**します。

お問合せ先

【制度の概要などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【AIチャットボットで相談する】

高等学校等の学費支援

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン:06-6910-8001

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

大阪府 公立高校 奨学のための給付金



対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、就学支援金の支給を受ける資格を有していますか。
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが
生徒が生業扶助を受けていない

令和7年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

対象外です。

ただし、収入が激減して家計が急変し、
急変後1年間の収入が非課税相当に減少した世帯は、
給付金の支給対象となる場合があります。

「国公立高等学校等奨学のための給付金
(家計急変世帯への支援)受給申請手続きについて」
をご覧ください。

区分1

区分2

各区分の金額等については、P.1【給付金額】をご参照ください。

国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和7年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯 又は 下記区分に該当する世帯であること。
- ② 保護者等が大阪府内に住所を有していること。(※1)
- ③ 生徒が高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学しており、原則、令和7年7月1日現在において休学していないこと。(大阪府外の国公立高等学校等も対象です。)
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。

- ⑥ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。
- ⑧ 支給の回数は、毎年度1回、通算2回(ただし高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とします。

「保護者等」の考え方について

・保護者等とは、生徒の就学に要する経費を負担すべきもの＝「生計維持者」のことで、生計維持者がいない場合は「生徒本人」です。

給付金額

区分	対象生徒の区分		給付金額(年額)
			専攻科
1	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒		50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	10,100円
		イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている生徒	

申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

●奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の3)

●保護者等全員の課税証明書等

※次の①～③のいずれかの書類です。(令和7年度のものが必要です。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

●給付金振込先口座の通帳等の写し

※金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の判別できる部分の写しを提出してください。

●在学証明書

※国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和7年7月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

事前に
確認を!

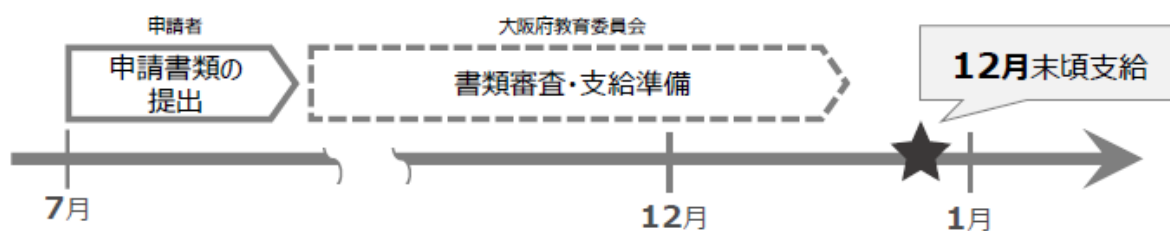
保護者等全員、 税の申告が必要です!

事業を営まれている方、
収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ



- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて又は下記の送付先に直接郵送してください。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
- ④ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

お問合せ先

【制度の概要などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【AIチャットボットで相談する】

高等学校等の学費支援

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン:06-6910-8001

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階
大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

大阪府 公立高校 奨学のための給付金



対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、
高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

令和7年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が

105,500円未満
の世帯

区分2 ア

264,500円未満であり、
扶養する子が3人以上いる
世帯

区分2 イ

どちらにも
当てはまらない

対象外です。

ただし、収入が激減して家
計が急変し、急変後1年間
の収入が非課税又は区分2
相当に減少した世帯は、
給付金の支給対象となる
場合があります。

「国公立高等学校等奨学の
ための給付金
(家計急変世帯への支援)
受給申請手続きについて」
をご覧ください。

区分1

各区分の金額等については、P.1【給付金額】をご参照ください。

国公立高等学校等奨学のための給付金

「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）を早期に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません！
別途、7月に通常給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（※前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。）

支給対象となる要件

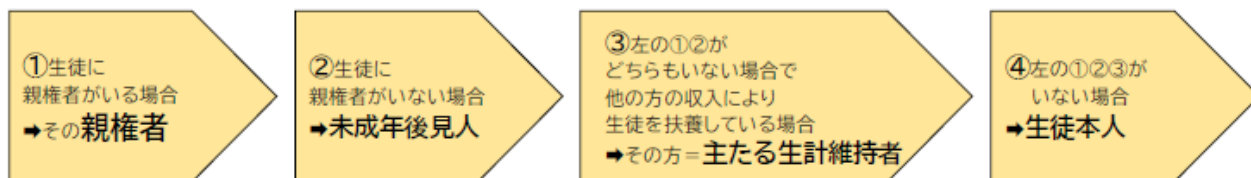
前倒し給付を受けるには、令和7年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者等）全員の令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税（0円）の世帯** 又は **生活保護（生業扶助）受給世帯** であること。（※1）
- ② 保護者等（親権者等）が**大阪府内に住所を有していること**。（※2）
- ③ 生徒が令和7年4月1日に高等学校等の**第1学年に新入学した生徒**であること。
- ④ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。（大阪府外の国公立高等学校等も対象です。）原則、令和7年4月1日現在において休学していないこと。

- ※1 令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、又は令和7年7月1日現在において生活保護（生業扶助）受給世帯である場合は、通常給付の支給対象となります。
- ※2 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

- ⑥ 保護者等（親権者等）が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

「保護者等（親権者等）」の考え方について（就学支援金での考え方と同じです。）



支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額の1/4）	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	8,075円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）世帯に 扶養されている生徒	35,925円	12,625円

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書 等(※3)	通帳等の 写し	在学証明書
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●	▲(※4)
区分2:非課税世帯	●	—	●	●	▲(※4)

※3 次の①～③のいずれかの書類です。(令和6年度のものがが必要です。)

- ①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)
- ②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)
- ③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※4 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和7年4月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

事前に
確認を!

保護者等(親権者等)全員、 税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を 申請する場合	前倒し給付 申請	→	支給 (年額1/4)				
		通常給付 申請	→	→	→	→	支給 (年額3/4)
前倒し給付を 申請しない場合		通常給付 申請	→	→	→	→	支給 (年額)

前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません!
通常給付の要件に該当する場合は7月に別途申請を行ってください。

- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、学校が定める期限までにお通いの学校事務室へご提出ください。
- 前倒し給付の審査結果や振込日は、8月頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

お問い合わせ先

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

大阪府 公立高校 奨学のための給付金



「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4(4～6月分)を早期に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4(4～6月分)しか支給されません!
別途、7月に通常給付の申請を行うことで、残りの3/4(7月～翌年3月分)を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。(㊦前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。)

支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、令和7年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が
非課税(0円)の世帯 又は **下記区分に該当する世帯**であること。(※1)
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有していること**。(※2)
- ③ 生徒が令和7年4月1日に高等学校等**専攻科に新入学した生徒**であること。
- ④ 生徒が高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象となる者であること。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等専攻科に在学していること。(大阪府外の国公立高等学校等専攻科も対象です。)
原則、令和7年4月1日現在において休学していないこと。

※1 令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、

又は令和7年7月1日現在において下記区分に該当する世帯である場合は、通常給付の支給対象となります。

※2 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

㊥ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

㊦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

「保護者等」の考え方について

・保護者等とは、生徒の就学に要する経費を負担すべきもの＝「生計維持者」のことで、
生計維持者がいない場合は「生徒本人」です。

支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額(年額の1/4)
		専攻科
1	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	12,625円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	2,525円
	イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯(※3)に扶養されている生徒	

申請に必要な書類

- 奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の3)
- 保護者等全員の課税証明書等
※次の①～③のいずれかの書類です。(令和6年度のものがが必要です。)
①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)
②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)
③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)
- 給付金振込先口座の通帳等の写し
※金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の判別できる部分の写しを提出してください。
- 在学証明書
※国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和7年4月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

事前に
確認を!

保護者等全員、 税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を 申請する場合	前倒し給付 申請	→	支給 (年額1/4)				
		通常給付 申請	→				支給 (年額3/4)
前倒し給付を 申請しない場合		通常給付 申請	→				支給 (年額)

前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません!
通常給付の要件に該当する場合は7月に別途申請を行ってください。

- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて又は下記の送付先に直接郵送してください。
- 前倒し給付の審査結果や振込日は、8月頃に送付する通知書でご確認いただけます。

お問い合わせ先

【制度の概要などに関すること】

- ◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当
TEL: 06-6941-0351(代) FAX: 06-6946-1141
大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kvufukin/>
- ◎大阪府 府民お問合せセンター ビビっとライン
TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階
大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

大阪府 公立高校 奨学のための給付金



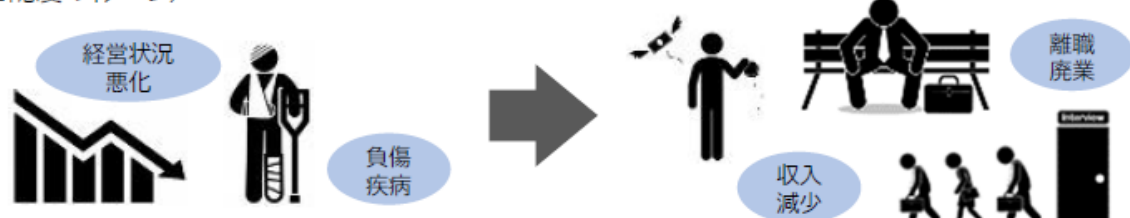
国公立高等学校等奨学のための給付金 「家計急変世帯への支援」の申請手続きについて

制度の概要

- 自己の責めに帰することのできない事由(※1)により、保護者等(親権者等)全員(※2)の収入が減少して家計が急変した世帯に対して、奨学のための給付金(※3)を支給します。

※1 負傷や疾病、経営状況の悪化などによる離職・休職・廃業・収入減少など。
対象となる事由は、P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
※2 就学支援金の保護者等の考え方と同じです。
※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。

(家計急変のイメージ)



支給対象となる要件

- 基準日(P.2「給付金額」参照)現在の状況が、次の要件すべてを満たしている必要があります。

- ①保護者等(親権者等)が大阪府内に住所を有していること。
→ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ②家計急変の発生事由が別に定める要件に該当すること。
→ P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ③保護者等(親権者等)全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額が非課税相当であると認められる世帯であること。(※4)
- ④令和7年12月1日以前に家計急変した者であること。
→ 令和7年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。
- ⑤生徒が国公立の高等学校等に在学していること。
- ⑥生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者であること。
- ⑦原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑧生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)

※4 家計急変事由の発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変事由の発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことです。

- 所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約371万円未満
給与収入以外(所得)	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

⑨「給与収入」は給与や賞与などの合計金額を、「給与収入以外(所得)」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

給付金額

●給付金額は基準日によって異なります。

基準日は、家計急変事由の発生日(離職日・休職開始日・廃業日等)によって定められます。

- ④ 家計急変事由が、勤務時間の短縮やシフト日数の減少、給料の減額などによる収入減少の場合、家計急変事由の発生日は収入が減少し始めた月の給与振込日とします。

家計急変事由の発生日	基準日	給付金額
令和7年7月1日以前	令和7年7月1日	年額(下記「給付金額」を参照)
令和7年7月2日以降	家計急変事由の発生日の翌月1日 (発生日が月の1日の場合は当月1日)	年額÷12か月×基準日の属する月から翌年3月までの月数 より算出した金額(例3を参照)

例1) 令和7年4月25日に離職した場合、基準日は令和7年7月1日 → 年額を支給

例2) 令和6年10月1日に離職した場合、基準日は令和7年7月1日 → 年額を支給

例3) 令和7年7月分の給与(給与振込日は7月25日)から収入減少した場合、基準日は令和7年8月1日
→ 年額143,700円 ÷ 12か月 × 8か月(8月～翌年3月) = 95,800円 を支給

<給付金額>

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	家計急変により、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	143,700円	50,500円

申請に必要な書類

●申請書に併せて、次の①～⑤の書類を提出してください。

①令和7年度 市町村民税・府民税の課税証明書等 保護者等(親権者等)全員必要

→ 以下のいずれかの書類が必要です。

A: 課税証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

B: 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

C: 納税通知書の写し(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

事前に
確認を!

**保護者等(親権者等)全員、
税の申告が必要です!**

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!

②家計急変の発生事由を証明する書類 令和7年度非課税でない保護者等(親権者等)について必要

→ 以下のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。また、家計急変の発生事由によって提出書類が異なります。詳細は、P.3『●「②家計急変事由を証明する書類」について』をご参照ください。

A: 離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など

B: 離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書(※5)、
その他事由を証明できる書類(理由によって異なります)

③家計急変後の収入を証明する書類 保護者等(親権者等)全員必要

→ 家計急変事由が発生した翌月(月の1日に家計急変した場合は当月)から連続3か月分(令和6年12月以前に発生した場合は令和7年1・2・3月分)の収入について、以下のいずれかの書類が必要です。
 なお、審査の状況により、追加で3か月分以上の書類の提出をお願いする場合があります。

A: 給与収入の場合…給与明細の写し

B: 給与収入以外(事業収入など)の場合…収入証明書(※5)

C: 収入が0円で、給与明細の写しや公的書類がない場合…無収入誓約書(※5)

④給付金振込先口座の通帳等の写し (申請書に貼付してください)

⑤生徒本人の在学証明書(※5)

国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず申請を行う場合のみ必要です。

※5 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書・在学証明書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通いの学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由		提出書類(※6)
離職	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A): 解雇 12(1B): 天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A): 特定雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり) 22(2B): 特定雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり) 23(2C): 期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし) 31(3A): 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B): 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C): 正当な理由のある自己都合退職(31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く) 34(3D): 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)	A・B: 雇用保険受給資格者証又は離職票
	雇用保険非加入者 自己の責めに帰することのできない理由(=上記コードに相当する理由)があること。 例)・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A: 離職を証明する書類 例)退職証明書、辞令等 B: 事由を証明する書類(※7)
	負傷、疾病等によるもの。	A: 離職を証明する書類 例)退職証明書、離職票等 B: 診断書等
廃業	自己の責めに帰することのできない理由があること。 例)・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A: 廃業届出書 B: 事由を証明する書類(※7)
	負傷、疾病等によるもの。	A: 廃業届出書 B: 診断書等
休職(休業)	負傷、疾病等によるもの。	A: 休職(休業)を証明する書類 B: 診断書等
上記以外による収入の減少	自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例)・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B: 事由申立書(※8)

※6 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限ります。

※7 事由によって異なります。例)妊娠、出産、育児等による場合…母子健康手帳の写し等

※8 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通りの学校事務室を通じて行います。
家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。
- 国立高等学校又は大阪府外の公立高等学校に在学している場合は、
お通りの学校を介さず直接申請を行うことも可能です。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
- ④ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

	～令和7年7月1日	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年7月1日以前に 家計急変事由が発生	家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備				支給 (年額)
令和7年7月2日以降に 家計急変事由が発生		家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備			支給 (事由発生日により 異なる)

FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか？

A1. 必ず支給されるものではありません。家計急変の発生事由が要件に該当するか、収入が非課税相当であるか等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか？

A2. 対象外です。両親ともに所得割額が0円でない場合は、両親ともに離職や休職などの家計急変事由が発生していることが要件です。
併せて、両親とも収入が非課税相当であると認められる必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか？

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、母の休職開始日(9月15日)より、基準日は10月1日となります。また、収入証明書類についても、両親とも10～12月分の証明が必要となります。

お問い合わせ先

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX: 06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

国公立高等学校等奨学のための給付金 「家計急変世帯への支援」の申請手続きについて

制度の概要

- 自己の責めに帰することのできない事由(※1)により、保護者等全員(※2)の収入が減少して家計が急変した世帯に対して、奨学のための給付金(※3)を支給します。

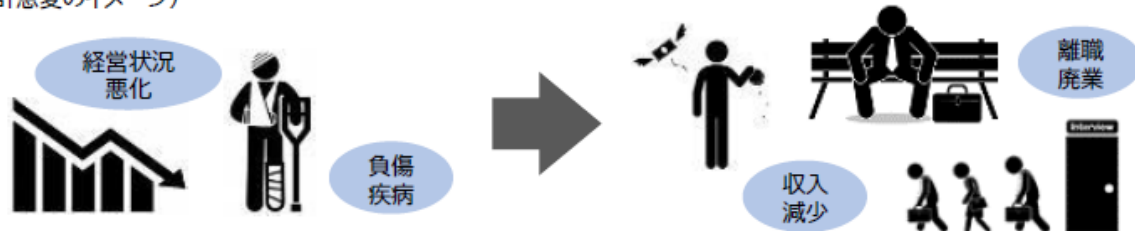
※1 負傷や疾病、経営状況の悪化などによる離職・休職・廃業・収入減少など。

対象となる事由は、P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。

※2 就学支援金の保護者等の考え方と同じです。

※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。

(家計急変のイメージ)



支給対象となる要件

- 基準日(P.2「給付金額」参照)現在の状況が、次の要件すべてを満たしている必要があります。

- ①保護者等が大阪府内に住所を有していること。
→ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ②家計急変の発生事由が別に定める要件に該当すること。
→ P.3『●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ③保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額が対象生徒の区分(P.2<給付金額>)相当であると認められる世帯であること。(※4)
- ④令和7年12月1日以前に家計急変した者であること。
→ 令和7年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。
- ⑤生徒が国公立の高等学校等専攻科に在学していること。
- ⑥生徒が高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象となる者であること。
- ⑦原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑧生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)

※4 家計急変事由の発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変事由の発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことです。

●所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約371万円未満
給与収入以外(所得)	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

- ④「給与収入」は給与や賞与などの合計金額を、「給与収入以外(所得)」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

給付金額

●給付金額は基準日によって異なります。

基準日は、家計急変事由の発生日(離職日・休職開始日・廃業日等)によって定められます。

- ④ 家計急変事由が、勤務時間の短縮やシフト日数の減少、給料の減額などによる収入減少の場合、家計急変事由の発生日は収入が減少し始めた月の給与振込日とします。

家計急変事由の発生日	基準日	給付金額
令和7年7月1日以前	令和7年7月1日	年額(下記<給付金額>を参照)
令和7年7月2日以降	家計急変事由の発生日の翌月1日 (発生日が月の1日の場合は当月1日)	年額÷12か月×基準日の属する月から翌年3月までの月数 より算出した金額(例3を参照)

例1) 令和7年4月25日に離職した場合、基準日は令和7年7月1日 → 年額を支給

例2) 令和6年10月1日に離職した場合、基準日は令和7年7月1日 → 年額を支給

例3) 令和7年7月分の給与(給与振込日は7月25日)から収入減少した場合、基準日は令和7年8月1日
→ 年額50,500円 ÷ 12か月 × 8か月(8月～翌年3月) = 33,666円(少数点以下切捨)を支給

<給付金額>

区分	対象生徒の区分	給付金額(年額)
		専攻科
1	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	50,500円
2	保護者等全員の 道府県民税 所得割額 及び 市町村民税 所得割額 の合算額	
	ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	
	イ 264,500円未満であり、 扶養する子が3人以上いる世帯(※3)に扶養されている生徒	10,100円

申請に必要な書類

●申請書に併せて、次の①～⑤の書類を提出してください。

①令和7年度 市町村民税・府民税の課税証明書等 保護者等全員必要

→ 以下のいずれかの書類が必要です。

A: 課税証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

B: 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

C: 納税通知書の写し(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

事前に
確認を!

**保護者等全員、
税の申告が必要です!**

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!



②家計急変の発生事由を証明する書類 令和7年度非課税でない保護者等について必要

→ 以下のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。また、家計急変の発生事由によって提出書類が異なります。詳細は、P.3『②家計急変事由を証明する書類』について』をご参照ください。

A: 離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など

B: 離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書(※5)、
その他事由を証明できる書類(理由によって異なります)

③家計急変後の収入を証明する書類 保護者等全員必要

→ 家計急変事由が発生した翌月(月の1日に家計急変した場合は当月)から連続3か月分(令和6年12月以前に発生した場合は令和7年1・2・3月分)の収入について、以下のいずれかの書類が必要です。

なお、審査の状況により、追加で3か月分以上の書類の提出をお願いする場合があります。

A:給与収入の場合…給与明細の写し

B:給与収入以外(事業収入など)の場合…収入証明書(※5)

C:収入が0円で、給与明細の写しや公的書類がない場合…無収入誓約書(※5)

④給付金振込先口座の通帳等の写し (申請書に貼付してください)

⑤生徒本人の在学証明書(※5)

国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず申請を行う場合のみ必要です。

※5 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書・在学証明書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通りの学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由		提出書類(※6)
離職	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A):解雇 12(1B):天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A):特定雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり) 22(2B):特定雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり) 23(2C):期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし) 31(3A):事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B):事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C):正当な理由のある自己都合退職(31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く) 34(3D):正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)	A・B:雇用保険受給資格者証又は離職票
	雇用保険非加入者 自己の責めに帰することのできない理由(=上記コードに相当する理由)があること。 例)・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、辞令等 B:事由を証明する書類(※7)
	負傷、疾病等によるもの。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、離職票等 B:診断書等
廃業	自己の責めに帰することのできない理由があること。 例)・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A:廃業届出書 B:事由を証明する書類(※7)
	負傷、疾病等によるもの。	A:廃業届出書 B:診断書等
休職(休業)	負傷、疾病等によるもの。	A:休職(休業)を証明する書類 B:診断書等
上記以外による収入の減少	自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例)・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B:事由申立書(※8)

※6 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限ります。

※7 事由によって異なります。例)妊娠、出産、育児等による場合…母子健康手帳の写し等

※8 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通りの学校事務室を通じて又は下記の送付先に直接郵送してください。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
- ④ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

	～令和7年7月1日	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年7月1日以前に 家計急変事由が発生	家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備				支給 (年額)
令和7年7月2日以降に 家計急変事由が発生		家計急変事由 が発生	家計急変給付 申請	書類審査・支給準備			支給 (事由発生日により 異なる)

FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか？

A1. 必ず支給されるものではありません。家計急変の発生事由が要件に該当するか、収入が対象区分相当であるか等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか？

A2. 対象外です。両親ともに所得割額が0円でない場合は、両親ともに離職や休職などの家計急変事由が発生していることが要件です。
併せて、両親とも収入が対象区分相当であると認められる必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか？

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、母の休職開始日(9月15日)より、基準日は10月1日となります。また、収入証明書類についても、両親とも10～12月分の証明が必要となります。

お問い合わせ先

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階

大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

高等学校等奨学のための給付金制度について(私立)

※以下の説明は令和7年度のものです。

【通常申請】



【大阪府認可の高等学校等用・通常制度】
【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。(令和7年度)

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

要件

令和7年7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和7年度の市町村民税及び道府県民税の所得割（以下「所得割」という。）が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること（※）
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府私立高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和8年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

給付金額

対象生徒の区分		給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	令和7年度所得割非課税世帯に扶養されている生徒	152,000円	52,100円

申請先

在学する高等学校等

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

学校が定める期限

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を学校の定める期日までに提出してください。

下記の区分については、表面の【給付金額】をご参照ください。

区分		提出書類
1	2	
		(1) 奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の1） ※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届（様式第2号）の用紙をもらい、学校に提出してください。
	×	(2) 生活保護受給証明書の原本 ※令和7年7月1日以降に発行されたもの ※扶助の種類（生業扶助）・世帯全員の氏名・生年月日・受給期間が記載されたもの
×		(3) 保護者等全員の課税証明書等 ※下記の書類のいずれか（令和7年度のもの）をご提出ください。 ●市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書の 原本 ●市（町村）民税・道府県民税非課税通知書の写し ●市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書の写し ※配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出が必要です。
×		(4) 住民票 ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合 ●令和7年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和7年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合

※保護者等全員の課税額を証明する書類が提出できない場合（例：海外単身赴任の場合等）については、給付金を受け取ることができません。

給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校がリーフレット及び受給申請書等を保護者等に配布（配布方法は在学する学校にお問合せください）
 - ② 申請者が受給申請書等を学校に提出（書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします）
 - ③ 学校が受給申請書等を府に送付
 - ④ 府が受給資格の確認（書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします）（9月以降随時）
 - ⑤ 府が受給資格認定及び支給金額の決定（12月以降予定）
 - ⑥ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付（学校が代理受領）（12月以降予定）
 - ⑦ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込（1月以降予定）
- ※ 生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。
- ※ 給付金が振り込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。

制度に関する問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001 F A X：06-6910-8005
- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話：06-6941-0351（代） F A X：06-6210-9276
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階
- 大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuu.html 携帯、スマートフォンから→



私立高等学校等奨学のための給付金 ～家計が急変した世帯へのお知らせ～

制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内在住の低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の負担軽減のために実施されています。

外的要因（災害等本人の責めによらないもの）で、保護者の収入が減少するなどの家計の急変によって、非課税に相当する水準まで収入が減少した世帯を対象とします。なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

要件

次の①～⑥の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 家計の急変により収入が減少し、保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が、市町村民税及び道府県民税の所得割（以下「所得割」という。）が非課税である世帯に相当すると認められること
（※詳細は2ページをご確認ください。）
 - ② 保護者等全員の令和7年度の所得割が非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯ではないこと
（所得割非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯の場合は、通常制度に申請してください。）
 - ③ 保護者等全員が、大阪府内に在住していること（※1）
 - ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府私立高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
 - ⑤ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に基準日（※2）時点で在学し、休学していないこと
（令和8年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
 - ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）
- ※1 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。
- ※2 基準日：令和7年7月1日以前の家計急変の場合は、令和7年7月1日
令和7年7月2日以降の家計急変の場合は、申請日の翌月1日
（提出期限を超過して提出した場合は、申請日の翌月1日（ただし、急変日が申請のあった月の1日の場合は急変日。申請日が月の1日の場合は申請日））

給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校がリーフレット及び受給申請書等を保護者等に配布（配布方法は在学する学校にお問合せください）
 - ② 保護者等が受給申請書等を学校に提出（書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします）
 - ③ 学校が受給申請書等を府に送付
 - ④ 府が受給資格の確認（書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします）
 - ⑤ 府が受給資格認定及び支給金額の決定
 - ⑥ 府が学校に認定結果等の通知を配布及び給付金を口座に振込
 - ⑦ 学校が保護者等に通知を配布及び給付金を口座へ振込
- ※ 生徒の在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。
- ※ 給付金が振り込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、学校にご相談ください。

給付金額

家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。

- ① 令和7年7月1日以前に家計が急変し、学校の定める期限までに申請した場合→下表の給付金額を支給します。
- ② 令和7年7月1日以前に家計が急変したが、学校の定める期限を過ぎて申請した場合
- ③ 令和7年7月2日以降に家計が急変した場合

下表の給付金額の
一部を支給します(※)

※ 給付金額に申請日が属する月の翌月から令和8年3月までの月数を掛けた金額を、12ヶ月で割り、算出します。

(例) 全日制高校に在学し、令和7年7月10日に家計が急変、令和7年7月15日に申請した場合

給付金額：(給付金年額：152,000円) × (8ヶ月分(申請の翌月(8月)から令和8年3月)) ÷ 12ヶ月
= 101,333円 (小数点以下切捨て)

対象生徒	給付金額	
家計急変後の保護者等全員の道府県民税及び 市町村民税の所得割が非課税の世帯	全日制・定時制	通信制
	152,000円	52,100円

所得割非課税に相当する世帯について

家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細など)を元に、家計急変の発生後1年間の収入見込額を推計します。
この収入見込額が、「所得割非課税である世帯に相当する」と確認できる必要があります。

保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が、所得割非課税である世帯に相当する世帯の例

世帯人数	2人世帯 (寡婦(夫))	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込 (給与所得者)	2,040,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満
年収見込 (自営業)	1,350,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

※世帯人数は、保護者等本人と所得税法上の扶養親族及び控除対象配偶者の合計人数となります。親権者2名ともに収入がある場合は、それぞれの所得税法上の扶養親族の人数を確認します。

※失職・廃業による家計急変の場合、再就職等収入が回復しない限りは家計急変の発生後1年間の収入見込額は0円となります。

給与所得者の場合は、家計急変の発生後1年間の収入見込(交通費手当を除く給与収入)を確認します。

自営業(個人事業主)の場合は、家計急変の発生後1年間の収入見込(売上－必要経費)を確認します。

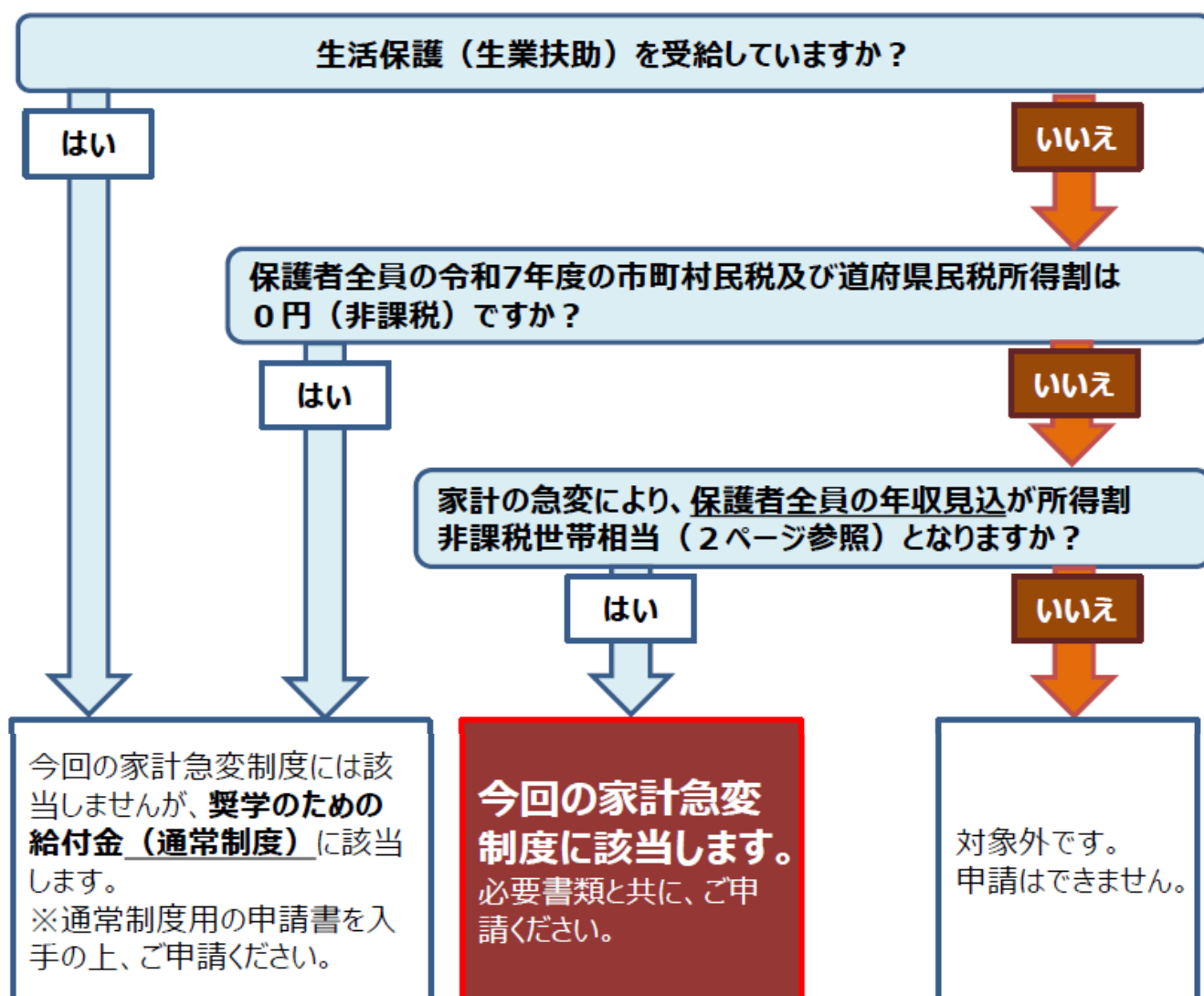
一時的に収入が減少したものの、その後収入が回復するなど、収入見込額を推計しても所得割非課税に相当しない場合は対象となりません。なお、災害や傷病等に起因しない離職(定年退職など)は、対象となりません。また、保護者2名ともに、収入があり、令和7年度所得割が課税されている場合、2名ともに収入見込額が所得割非課税となる必要があります。
勤務先作成の給与見込証明書がない場合は、給与明細書等の平均収入月額より推計します。

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を学校の定める期日までに提出してください。

提出書類
(1) 奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の5） ※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届（様式第2号）の用紙をもらい、学校に提出してください。
(2) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 ※家計急変が発生したことが分かる書類を提出してください。 ●家計急変理由が【失職・廃業】の場合…下記の書類のいずれかを提出ください（公的な証明書類が必要です。）。 〈給与所得者〉 離職票（全ページ）の写し、雇用保険受給資格証（全ページ）の写し、解雇通告書等の写し（氏名、離職理由、離職年月日の記載されたもの）、前勤務先から発行された退職証明書の原本（氏名、退職理由、退職年月日の記載されたもの） 〈自営業・個人事業主〉 破産宣告通知書の写し、廃業等届出の写し ●家計急変理由が【収入減少】の場合…下記の書類のいずれかを提出ください。 〈給与所得者・自営業・個人事業主〉家計急変の発生に関する申立書 〈自営業・個人事業主〉収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書の写し ※家計急変理由に応じて、その他の書類を求めることがあります。（傷病によるもの…診断書等）
(3) 家計急変前の収入を証明する書類（保護者等の課税証明書等） ●家計急変理由が【失職・廃業】の場合…副業による収入がない旨の誓約書 ※再就職した場合や副業がある場合は給与見込証明書や給与明細書の提出を求められます。 ●家計急変理由が【収入減少】の場合…下記の書類のいずれかを提出ください。 〈給与所得者〉勤務先作成の家計急変発生後3ヶ月分の給与見込証明書、又は、家計急変発生後3ヶ月分の給与明細書の写し 〈自営業・個人事業主〉家計急変発生後3ヶ月分の税理士または会計士の証明を受けた収入見込証明書等（※） ※税理士または会計士の証明がないものは提出不可です。
(5) 住民票 ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合 ●申請日時時点で大阪府内に在住しているが、令和7年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合

該当確認フローチャート



申請先

在学する高等学校等

申請期限

学校が定める期限

制度に関する問合せ先

- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当
電話：06-6941-0351（代） F A X：06-6210-9276
〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階
※お電話の際は、「家計急変世帯向けの奨学のための給付金の件」とお伝えください。
- 大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変世帯向け）について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti.html

携帯、スマートフォンからはこちら→



公立高等学校の授業料等について

■ 授業料等の額

課 程	(1)入学検定料	(2)入学料	(3)授 業 料	(4)学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程により異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

(1) の入学検定料は、出願前に納付が必要です。

(2) の入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。

(3) (4) の授業料と学校諸費は、3 か月分ずつ年 4 期（4 月、7 月、10 月、1 月）に分けて納入いただきます。

ただし、授業料については、「高等学校等就学支援金」の認定を受ければ無償となります。

■ 高等学校等就学支援金制度（公立）

1 制度の概要

就学支援金は、次の支給要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。現金が支給されるものではなく、返済の必要もありません。新入生は、4 月と 7 月の 2 回、手続きが必要です。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

2 支給要件

市内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

(1) 親権者（保護者等）の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」で算出した額が 304,200 円未満であること。（父母ともに所得を得ている場合は、合計の額になります。）

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 4 分の 3 を乗じて計算する。

(2) 高校学校等に在学した期間が、通算で 36 月（定時制課程・通信制課程は 48 月）を超えていないこと。

(3) 申請書（または届出書）と親権者（保護者等）の個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー等を定められた期限内に提出すること。

3 支給事務の流れ

(1) **受給資格認定申請**（入学年度の **4** 月中（学校が定める期日まで）に原則オンラインで申請）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。

(2) **収入状況届**（各学年の **7** 月中（学校が定める期日まで）に原則オンラインで申請）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（卒業年次は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。

(3) **保護者等情報変更届出**（事実発生日の翌月に原則オンラインで申請）

4 月申請・7 月申請以外でも、保護者等の状況に変更（死別や離婚、養子縁組など）があった場合届出が必要です。

◆高校生等臨時支援金（国の制度）＜令和7年度限り＞について

高等学校等就学支援金に申請した結果、年収910万円以上世帯と判定された場合に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。



必ず申請手続きが必要です！！

★学校が定める期日までに申請してください。

期日までに申請をしなかった場合は、授業料を負担いただくことになります。

高等学校等就学支援金

高等学校等臨時支援金

両方の制度を申請してください。どちらかの制度で認定となった場合、令和7年4月から令和8年3月までの授業料が無償になります。

- ◆ 無償になるのは授業料のみです。その他の学校諸費等は無償になりません。
- ◆ 返済の必要はありません。



「就学支援金」及び「臨時支援金」は、どちらも高校授業料の無償化の制度です。高校の授業料を、国が生徒に代わって負担します。



申請いただいた後、「就学支援金」→「臨時支援金」の順に審査をします。
世帯年収約910万円未満の世帯の生徒は、就学支援金で「認定」となります。
世帯年収約910万円以上の世帯の生徒は、就学支援金で「不認定」となりますが臨時支援金で「認定」となります。

就学支援金で「認定」
(就学支援金により無償化)

就学支援金で「不認定」
→ **臨時支援金で「認定」**
(臨時支援金により無償化)

0円

910万円

世帯年収(めやす)

【お問い合わせ先】 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話:06-6910-8001 fax:06-6910-8005

大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金

■授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高等学校や専修学校高等課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金（以下「就学支援金等」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者が負担する授業料が無償又は一部負担となるよう支援しています。

■授業料無償化制度の内容（令和7年度新入生の場合）

①就学支援金等（国制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、月額9,900円（年額118,800円）又は月額33,000円（年額396,000円）が支給されます。

《通信制高校》

単位制の場合、保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、1単位あたり4,812円又は1単位あたり12,030円が支給されます。

※就学支援金は、年間30単位、通算74単位が上限

※高校生等臨時支援金は、年間24単位が上限

毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、補助金は大阪府から私立高校等へ振り込まれます

【就学支援金等の支給額】 在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

モデル世帯（※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額（※2）	全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 （単位あたり授業料）	通信制高校 （定額授業料）
590万円未満	154,500円未満	月額33,000円 （年額396,000円）	1単位あたり 12,030円	月額24,750円 （年額297,000円）
910万円未満	304,200円未満	月額 9,900円 （年額118,800円）	1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額118,800円）
910万円以上	304,200円以上	月額 9,900円 （年額118,800円）	24単位まで 1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額118,800円）

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯

※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

※3 高校生等臨時支援金を支給

②授業料支援補助金（府制度）

大阪府内在住の生徒・保護者が対象

【受給要件】

- ・ 国の就学支援金等を受給していること（※1）
- ・ 受給する年度の10月1日時点で原則として生徒と保護者等全員が大阪府内に在住していること（※2）
- ・ 受給する年度の10月1日時点で「就学支援推進校（※3）」に在籍していること
- ・ 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算が基準額未満であること

※1 就学支援金の支給期間上限（全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月）と支給単位数上限（単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位）の範囲内で授業料支援補助金の支給対象となります。

※2 生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。詳しくは4ページの「その他留意事項」9・10を参照してください。

※3 大阪府ホームページに就学支援推進校の一覧を掲載しています。

■ 授業料支援（①就学支援金＋②授業料支援補助金）の内容（令和7年度新入生の場合）
《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」の合算が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（年間60万円）を上限に補助金が交付されます。
- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」の合算が下表のBまたはCランクに該当し、生徒本人を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます（「多子世帯」については、4ページを参照してください。）。

※授業料等が年間60万円未満の学校の場合は、その額が上限となります。

※授業料等が年間60万円を超える学校の場合は、下表のAまたはBランクに該当する世帯については、60万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は下表のとおりです。

下表のCランクに該当する世帯については、60万円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額】

（ ）内は、生徒本人を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯の場合
< >内は、生徒本人を含めて2人の子どもを扶養する世帯の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金等 （国）①	授業料支援補助金 （府）②	支援額の計 ①＋②	保護者負担 （授業料等が60万円 の学校の場合）
Aランク	590万円未満	154,500円未満	396,000円	204,000円	600,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(600,000円) <500,000円> 400,000円	(0円) <100,000円> 200,000円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(500,000円) <300,000円> 118,800円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
府 対象外 (所得制限)	910万円以上	304,200円以上	118,800円	0円	118,800円	481,200円

《通信制高校》（単位あたり授業料の学校）

- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」の合算が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり10,032円）を上限に補助金が交付されます（1単位あたりの授業料等が10,032円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）。
- 授業料が1単位あたり10,032円を超える場合でも、10,032円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は実質無償となります。

※向陽台高等学校（定額授業料）は、就学支援金のみでAランクの保護者負担が0円となるため、授業料支援補助金は支給されません。通信制高校（定額授業料）の就学支援金支給額については1ページを参照してください。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額】

1単位あたりの授業料が9,000円、年間の施設整備費が30,000円の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金等 （国）①	授業料支援補助金 （府）②	支援額の計 ①＋②	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	9,000円（※3）	1,032円	10,032円	0円
府対象外	590万円以上	154,500円以上	4,812円	0円	4,812円	就学支援金等を 差し引いた額
府 対象外 (所得制限)	910万円以上	304,200円以上	4,812円	0円	4,812円	就学支援金等を 差し引いた額

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
 ※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算
 ※3 Aランクの就学支援金等は、授業料額を上限に支給されます。

■ 課税標準額・調整控除額の確認方法

課税証明書等の様式は市町村によって異なり、課税標準額や調整控除の額の記載がない場合があります。

詳しくは市町村民税を納税している市町村へお問い合わせください。

マイナンバーカードを発行している場合は、「マイナポータル（※）」からも確認できます。

※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認することができます。

課税証明書の場合（例）

例 1

課税標準額
円

例 2

課税標準額（総合分）
円
課税標準額（分離分）
円

例 3

課税総所得金額
円
上記以外の課税所得金額
円

この合計

この合計

この合計

＜市町村民税の調整控除額＞

	市民税	府民税
調整控除	円	円

特別徴収税額の決定（変更）通知書の場合（例） ※ 学校への提出書類としては使用できません

総所得	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

この合計額が「課税標準額」

所得控除	
市町村民税の調整控除額	
扶養親族等該当区分	
本人該当区分	
(摘要)	
調整控除：市〇〇〇円 府〇〇〇円	

※記載がない場合もあります。

■ 申請に必要な提出書類

就学支援金等・授業料支援補助金を受けるためには、入学後に、私立高校等で申請手続きが必要です。
学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

○就学支援金（入学時4月頃（4月の申請にて所得制限となった場合は7月頃））

- ・ 受給資格認定申請書（申請書様式は学校から配布されます。）
- ・ 保護者全員の所得を確認する書類
→ マイナンバーを確認する書類 または 課税証明書等

（勤務先から配布される「市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」については、所得確認書類として提出できませんので、お住まいの市町村にて課税証明書の交付を受けてください。）

○授業料支援補助金・臨時支援金（7月頃～）

- ・ 授業料支援申請書（申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。）
- ・ 申請意向及び同意書

※ 授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者全員の所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。

※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。
詳しくは、入学後に学校の案内に従ってください。

■「多子世帯」について（全日制高等学校・専修学校高等課程等の授業料支援補助金のみ）

所得区分がBランクまたはCランクに該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯は、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。

＜多子世帯の人数に含める子どもの要件＞

- ・生徒本人と同じ保護者に扶養されていること（健康保険証で確認します）
 - ・19歳以上（※）である場合は、次に示す学校に在籍していること
- ※ 令和8年4月1日時点で19歳以上（平成19年4月1日以前生まれ）の方を指します。

【「多子世帯」の対象となる学校の範囲】

＜高校段階＞ 就学支援金の支給対象となる以下の学校

- ・国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
- ・公立専修学校（高等課程）
- ・国公立高等専門学校
- ・「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所
- ・「調理師法」にもとづく調理師養成施設
- ・「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設
- ・「理容師法」にもとづく理容師養成施設
- ・「美容師法」にもとづく美容師養成施設
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）

（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

＜大学段階＞ 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

- ※浪人生については、高校卒業後1年間に限り人数に含めます。
- ※大学院、海外の学校は対象外です。

■その他留意事項

1. この制度における保護者とは、生徒の「親権者」を指します（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 所得区分については、保護者全員の所得に基づき毎年度判定します。（入学年4月及び毎年度7月）
3. 税の更正や大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更等があった場合は、支給額が変わることがありますので、速やかに学校へ連絡してください。
4. 保護者のうち一人または全員が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合は、就学支援金の基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））のみが支給対象となり、就学支援金の加算分と授業料支援補助金については支給対象外となります。
5. 就学支援金は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
6. 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
7. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
8. 生徒と保護者全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合は、その月の授業料支援補助金は支給されません。なお、生徒・保護者全員が基準日（10月1日）に大阪府内に住所がない場合は、その年度の授業料支援補助金は一切支給されません。
9. 保護者のうち一人が、勤務先の命令により他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合は、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。
10. 生徒が基準日（10月1日）より前に私立高校等を転退学した場合、その年度における授業料支援補助金は支給されません（就学支援金等は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。
11. 私立高校等は、生徒の基準日（10月1日）の在学を確認後、府から学校へ振り込まれる補助金によって、授業料の還付や相殺（差し引き）を行います。したがって、授業料無償化の対象であっても、私立高校等への就学支援金等・授業料支援補助金の交付前に納期限が到来する授業料等については、一旦納付の必要がある場合があります（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）。
12. 私立高校等に在学中、学費負担者の失業や病気などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、就学支援金（家計急変世帯に対する支援）及び授業料減免補助金（授業料の減免制度）の対象となる場合があります。詳細については大阪府ホームページを参照いただくか、学校の事務室にお問い合わせください。
13. この制度は、令和7年度高校1年生に適用されます。令和8年度以降は新制度が適用されます。

■ 詳細については大阪府ホームページに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます



【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ビビッとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺の時期については各私立学校へお問い合わせください。

令和7年度私立高校等新2・3年生の生徒・保護者のみなさんへ

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金

■授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、【国】高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金（以下「就学支援金等」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者等が負担する授業料を無償化するものです。

■授業料無償化制度の内容（新制度）

①就学支援金等（国制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、月額9,900円（年額118,800円）又は月額33,000円（年額396,000円）が支給されます。

《通信制高校》

単位制の場合、保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、1単位あたり4,812円又は1単位あたり12,030円が支給されます。

※就学支援金は、年間30単位、通算74単位が上限

※高校生等臨時支援金は、年間24単位が上限

毎月1日に在学する生徒が対象となり、補助金は大阪府から私立高校等へ振り込まれます。

【就学支援金等の支給額】在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

モデル世帯（※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額（※2）	全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 （単位あたり授業料）	通信制高校 （定額授業料）
590万円未満	154,500円未満	月額33,000円 （年額396,000円）	1単位あたり 12,030円	月額24,750円 （年額297,000円）
910万円未満	304,200円未満	月額9,900円 （年額118,800円）	1単位あたり 4,812円	月額9,900円 （年額118,800円）
910万円以上※3	304,200円以上	月額9,900円 （年額118,800円）	24単位まで 1単位あたり4,812円	月額9,900円 （年額118,800円）

※1 保護者等のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯

※2 保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

※3 高校生等臨時支援金を支給

②授業料支援補助金（府制度）

大阪府内在住の生徒・保護者等が対象

【受給要件】

- ・国の就学支援金等を受給していること（※1）
- ・受給する月の1日時点で原則として生徒と保護者等全員が大阪府内に在住していること（※2）
- ・受給する月の1日時点で「就学支援推進校（※3）」に在籍していること

※1 就学支援金の支給期間上限（全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月）と支給単位数上限（単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位）の範囲内で授業料支援補助金の支給対象となります。

※2 生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。詳しくは4ページの「その他留意事項」9・10を参照してください。

※3 大阪府ホームページに就学支援推進校の一覧を掲載しています。

■ 授業料支援（①就学支援金等＋②授業料支援補助金）の内容（新制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料（年間63万円）を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が年間63万円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※授業料等が年間63万円を超える学校の場合は、

下表のA・Bランクに該当する世帯については、63万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

下表のC・Dランクに該当する世帯については、63万円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金等・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額】

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金等（国）と 授業料支援補助金（府）の 支援額の計	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	630,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満		0円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		63万円を 超える額
Dランク	910万円以上	304,200円以上		63万円を 超える額

《通信制高校》（単位あたり授業料の学校）

- 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料（1単位あたり12,030円）を上限に補助金が交付されます。

※1単位あたりの授業料等が12,030円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※1単位あたりの授業料等が12,030円を超える学校の場合は、

下表のAランクに該当する世帯については、12,030円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

下表のB・Cランクに該当する世帯については、12,030円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金等・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額】

1単位あたりの授業料が10,000円、年間の施設整備費が70,000円の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金等（国）と 授業料支援補助金（府）の 支援額の計	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	12,030円	0円
Bランク	910万円未満	304,200円未満		12,030円を 超える額
Cランク	910万円以上	304,200円以上		12,030円を 超える額

※1 保護者等のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯

※2 保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

■ 課税標準額・調整控除額の確認方法

課税証明書等の様式は市町村によって異なり、課税標準額や調整控除の額の記載がない場合があります。

詳しくは市町村民税を納税している市町村へお問い合わせください。

マイナンバーカードを発行している場合は、「マイナポータル(※)」からも確認できます。

※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認することができます。

課税証明書の場合(例)

<課税標準額>

例 1

課税標準額	円
-------	---

例 2

課税標準額(総合分)	円
課税標準額(分離分)	円

例 3

課税総所得金額	円
上記以外の課税所得金額	円

<市町村民税の調整控除額>

	市民税	府民税
調整控除	円	円

特別徴収税額の決定(変更)通知書の場合(例) ※ 学校への提出書類としては使用できません

課税標準	総所得		
	山林所得		
	分離短期譲渡		
	分離長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当等		
	先物取引		

この合計額が
「課税標準額」

所得控除	市町村民税の 調整控除額	扶養親族等該当区分	本人該当区分
(摘要)			
調整控除：市〇〇〇円	府〇〇〇円		

※記載がない場合もあります。

■ 申請に必要な提出書類

就学支援金等・授業料支援補助金を受けるためには、私立高校等で申請手続きが必要です。

学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

○就学支援金等(令和6年度に申請を行っていない場合は4月頃)

・ 受給資格認定申請書(申請書様式は学校から配布されます。)

・ 保護者等全員の所得を確認する書類

→ マイナンバーを確認する書類 または 課税証明書等

(勤務先から配布される「市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」については、所得確認書類として提出できませんので、お住まいの市町村にて課税証明書の交付を受けてください。)

○授業料支援補助金・高校生等臨時支援金(7月頃～)

・ 授業料支援申請書(申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。)

・ 申請意向及び同意書

※ 授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者等全員の所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。

※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。
詳しくは、お通りの学校の案内に従ってください。

■ その他留意事項

1. この制度における保護者とは、生徒の「親権者」を指します（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 所得区分については、保護者等全員の所得に基づき毎年度判定します。（申請時及び毎年度7月）
3. 税の更正や大阪府外への転居、離婚等による保護者等の変更等があった場合は、支給額が変わることがありますので、速やかに学校へ連絡してください。
4. 保護者等のうち一方（またはひとり親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合は、日本国内に在住している保護者等の市町村民税を確認し、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））が支給されます。また、仕事等のやむを得ない事情により海外在住となっている場合は授業料支援補助金も対象となります。保護者等全員（両親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））のみ支給され、就学支援金の加算分と授業料支援補助金については支給対象外となります。
5. 就学支援金等は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
6. 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
7. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
8. 生徒と保護者等全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合は、その月の授業料支援補助金は支給されません。
9. 保護者等のうち一人が、勤務先の命令により他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合は、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。また仕事・介護・入院等のやむを得ない事情により保護者等のうち一人が府外に住所を移す場合も大阪府内在住とみなせる場合がございます。必要書類等については学校の事務室へご相談ください。
10. 保護者等が府内在住であるが、生徒が進学のため他府県の寮に入ったり、親戚宅へ下宿する場合は大阪府内在住とみなすことができます。
11. 生徒が私立高校等を転退学した場合、在学期間中の要件を満たす月について授業料支援補助金が支給されます（就学支援金等は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。
12. 無償化制度の対象であっても、令和7年度の経過措置期間については一部授業料等の納付が必要になる場合があります（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）。
13. 私立高校等に在学中、保護者等の失職や病気などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、就学支援金（家計急変世帯に対する支援）及び授業料減免補助金（授業料の減免制度）の対象となる場合があります。詳細については大阪府ホームページを参照いただくか、学校の事務室にお問い合わせください。
14. この制度は、令和7年度の高校2・3年生に適用されます。

■ 詳細については大阪府ホームページに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺の時期については各私立学校へお問い合わせください。

ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます



所得判定について

就学支援金・臨時支援金及び授業料支援補助金の支給額は、年収ではなく次の税情報をもとに決まります。

$$\text{課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※政令指定都市に市民税を納税している場合は 調整控除の額に4分の3を掛けて計算します。

所得判定の年度について（令和7年度の場合） ※所得の判定は毎年行います。

令和7年4月～6月

令和7年7月～令和8年3月

保護者全員の前年度
（令和6年度※）の
課税額で所得判定
※2023.1.1～2023.12.31の
収入に係る課税

保護者全員の当該年度
（令和7年度※）の
課税額で所得判定
※2024.1.1～2024.12.31の
収入に係る課税

「課税標準額」の確認方法

★市民税・府民税 納税通知書の場合

市民税・府民税 課税明細書 2/2枚目

通知書番号

1 所得、控除等の詳細

収入・所得・特別控除・調整控除

給与収入	5000000 円
給与所得調整控除後	3500000 円
所得割額	円
合計所得額	円
調整控除	円

2 税額明細

区 分	課税標準額・ 税額控除の合計額	市民税税額控除額・ 市民税所得割額	府民税税額控除額・ 府民税所得割額
課税総所得	2 351 000 円	188 080 円	47 020 円
調整控除	2 500 円	2 000 円	500 円
所得割額	円	186 000 円	46 500 円

課税標準額

調整控除

3 合計年税額

区 分	課税標準額・ 税額控除の合計額	市民税税額控除額・ 市民税所得割額	府民税税額控除額・ 府民税所得割額
課税総所得	2 351 000 円	188 080 円	47 020 円
調整控除	2 500 円	2 000 円	500 円
所得割額	円	186 000 円	46 500 円
均等割額	円	円	円
合計額	円	円	円

合計年税額

市民税・府民税の合計額

5,300円

市民税 3,500円 府民税 1,800円

合計年税額

市民税・府民税の合計額

237800 円

①給与所得割額 0 円

②公的年金等特別徴収税額 0 円

③寄附金控除税額 237800 円

④所得割額への充当額 0 円

※この課税明細書は、市民税・府民税（所得・課税）税務の代わりとして利用出来る場合がありますので、提出先でご確認ください。

上年度所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)									
所得	給与収入	8,800,000	主たる給与	所得金額	8,800,000	総所得①	4,244,000		
	給与所得控除 (給与総額×5%)	6,820,000	その他の所得	所得金額		山林所得			
	その他の所得計		所得の合計	所得金額		分離課税所得			
			所得の合計	所得金額②	6,820,000	分離課税所得			
所得控除									
所得控除	基礎控除		専・専・ひ・勤			基礎控除			
	医療費		配偶者	330,000		基礎控除			
	社会保険料	780,000	配偶者特別			基礎控除			
	小規模企業共済		扶養	780,000		基礎控除			
生命保険料	55,500	養	430,000		基礎控除				
地震保険料		所得控除合計③	2,575,500			基礎控除			
(備考)									

課税標準	総所得③	4	244	000
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

所得控除	雑	損			
	医	療	費		
	社	会	保	險	料
	小	規	模	企	業
	生	命	保	險	料
	地	震	保	險	料

※記載がない場合もあります。

- マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

高校における1年次納入金（入学料・授業料、その他経費）参考例

1 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650円
授 業 料	118,800円（月額9,900円）※令和8年度から無償化
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。

2 府内の私立高校 ※文部科学省「令和6年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」より抜粋

	必要な経費（全日制平均）
入 学 料	165,898円
授 業 料	457,331円 ※令和8年度から無償化
施設設備費等	157,232円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

3 高校（全日制）に係る学習費（全国平均） ※文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」より抜粋

区分		公立			私立		
		第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年
④ 学校教育費		504,896	354,916	184,729	1,043,229	693,413	547,888
内訳	授業料	48,338	47,377	39,590	236,189	234,088	228,800
	修学旅行・遠足・見学費	8,955	95,370	4,717	20,884	137,287	19,423
	学級・児童会・生徒会費	13,005	10,189	9,975	13,898	12,107	11,237
	PTA会費	6,989	6,543	6,187	9,096	6,524	8,347
	その他の学校納付金 ※1	73,497	16,375	15,354	314,206	86,567	88,585
	寄附金	478	299	366	2,420	4,392	10,026
	教科書費・教科書以外の図書費	57,820	32,020	21,589	59,528	35,746	31,182
	学用品・実験実習材料費	48,597	15,477	9,099	58,011	18,784	18,428
	教科外活動費	69,292	57,149	20,142	78,924	54,078	36,094
	通学費	72,667	51,548	39,850	108,599	81,102	69,045
	制服	71,598	7,543	3,833	105,355	10,975	8,285
	通学用品費	24,773	11,188	6,665	25,405	7,969	6,650
	その他	8,887	3,838	7,362	10,714	3,794	11,786
⑤ 学校外活動費 ※2		195,396	227,068	320,323	231,045	285,096	276,564
学習費総額（④+⑤）		700,292	581,984	505,052	1,274,274	978,509	824,452

※1 当該学校に入学するための入学検定料・入学金、私立学校における・施設設備費等及び上記以外の学校納付金で、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金、後援会費、冷暖房費、学芸会費等として徴収した経費

※2 補助学習費及びその他の学校外活動費の合計。予習・復習・補習などの学校教育に関係する学習をするために支出した経費や、知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこことや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費。

大学等における１年次納入金参考例

1 国公立大学

	必要な経費
入 学 料	282,000円
授 業 料	535,800円

入学料については地域内、地域外によって異なる場合があります。

その他として、設備費や傷害保険、同窓会などの費用が必要な場合もあります。

2 私立大学

	初年度学生納付金（文科系学部）	初年度学生納付金（理科系学部）
入 学 料	223,867円	234,756円
授 業 料	827,135円	1,162,738円
施設設備費	143,838円	132,956円
計	1,194,841円	1,530,451円

3 私立短期大学

	初年度学生納付金
入 学 料	237,122円
授 業 料	729,069円
施設設備費	163,836円
計	1,130,027円

4 私立高等専門学校

	初年度学生納付金
入 学 料	245,176円
授 業 料	781,365円
施設設備費	102,824円
計	1,129,365円

※2, 3, 4

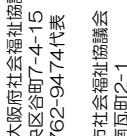
文部科学省 「令和5年度 私立大学等入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」より抜粋

（注）学校、選択した学科等により納付金額は異なりますのでご注意ください。

奨学資金制度一覧表

日本学生支援機構	申込資格及び家計基準	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
大阪府育英会 大阪府都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 TEL06-6357-6272 ＜問合せ先＞ 在学する学校 または、府育英会 	○申込資格 第一種奨学金（無利子） 特に優れた学生、生徒で、経済的理由により著しく修学困難な方（学力・所得等の基準有り） 第二種奨学金（有利子） 優れた学生、生徒で、経済的理由により修学困難な方（学力・所得等の基準有り） マイナワンバー提出方法については TEL0570-001-320	○第一種【貸与（無利子）】（自宅通学：月額） 大学 国公立 45,000円、私立 54,000円 短大・専修（専門）・高専（4.5年） 国公立 45,000円、私立 53,000円 ※上記は最高月額であり、別途月額選択も可能 ※自宅外は別途設定あり ※給付奨学金を併せて利用する場合、上限額が制限される ○第二種【貸与（有利子）】 大学・短大・専修（専門）・高専（4.5年） 2万円～12万円（1万円単位）から選択 年1.912％ 2025.7月現在（固定方式） ※利率の算定方法には、固定方式の他に見直し方式がある ○入学時特別増額貸与奨学金【貸与（有利子）】 10万円～50万円（10万円単位）から選択 年2.112％ 2025.7月現在（固定方式） ※利率の算定方法には、固定方式の他に見直し方式がある ・通信教育は学校窓口に問合わせ ・海外留学のための奨学金（第二種と同じ） ○【給付】（自宅通学：月額） （年収めやす） 国公立（自宅） 私立（自宅） 第Ⅰ区分（270万円以下） 29,200円 38,300円 第Ⅱ区分（300万円以下） 19,500円 25,600円 第Ⅲ区分（380万円以下） 9,800円 12,800円 第Ⅳ区分（600万円以下） 7,300円 9,600円 ※生活保護世帯や児童養護施設から通学する人は額が異なる ※高等専門学校における月額は上記の5～7割程度 ※自宅外は別途設定あり ※第Ⅳ区分は多子世帯に限る	○募集時期 大学等予約募集 各学校が定める期間 大学等在学募集 毎年春及び秋に各学校が定める期間 ○給付期間 在学する学校の最短修業年限の終期まで （毎年度資格について審査あり）	高卒認定試験合格者は日本学生支援機構	○大学等予約の対象者 高校3年生、高校卒業後2年以内 高卒認定試験合格（見込）者も予約の対象となる場合があります。（P.5参照） ○高校卒業後3年以上の者は大学等入学後に在学採用で申込 ○緊急時の申込 家計支持者の失職、病気等により家計が急変し、奨学金を必要とする場合は随時に奨学生として採用する（在学学校へ申出） ○日本学生支援機構の貸与奨学金、その他奨学金との併用可能 ○給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途進学先の学校での申込みが必要です。 ○貸渡要件あり ○進学先が国等により給付奨学金の対象となる確認を受けた学校のみ対象
大阪府育英会 大阪府都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 TEL06-6357-6272 ＜問合せ先＞ 在学する学校 または、府育英会 	○貸付対象 保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者合算）（※）を満たし、高校等に進学を希望、又は在籍する生徒 ※父母（1人）が1人に収入があり、ことごと2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）の4人世帯の場合の一例です。実額は家族構成等により異なります。 ○所得基準 以下の算式により算出された額が次のとおりであること。 市町村民税の課税標準額×6％-市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じた額） 【奨学資金】 1 国公立・私立とも 251,100円未満 （年収めやす800万円未満） 2 私立のみ 347,100円未満 （年収めやす800万円以上1,000万円未満）	○貸付対象校 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む） 特別支援学校高等学校 高等専門学校 専修学校高等課程（修業年限1年以上） ○貸付限度額（無利子） ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で1万円単位で希望する額 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額（※1）＋その他教育費10万円（授業料負担が実質無償となる場合は、10万円） 2 私立のみ 24万円（※2） （授業料実質負担額（※1）が24万円を下回る場合は、その額を上限とする） ※1 各年の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。 ※2 年収めやす800万円以上の世帯のうち、府内の私立高校生を含む2人以上のことを扶養する世帯で、大阪府授業料支援補助金の給付を受けられる場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、または貸付対象外となる場合があります。	○募集期間 予約募集（奨学資金・入学時増額奨学金貸付を含む） 中学校3年生時の毎年秋（9月頃）で各学校が定める期間 在学募集（奨学資金のみ） 高校等進学（進級）後の毎年春（4月上旬）で各学校が定める期間 各学校で申込期間（締切日）が異なるので、必ず学校に確認すること ○貸付期間 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最短修業年限の終期まで	在学する学校	○予約採用後の手続き 高校等への進学後、各学校が定める期間内に所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。（手続きをしない場合は辞退したものとみなされます。） ○申込者は生徒本人 保護者は連帯保証人 ○緊急時の申込 生徒が、保護者（父母等）の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。 ○返還 原則、高校卒業後に、ただし大学等へ進学する場合は返還の猶予が認められる場合もあります。返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約束とおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。
【入学時増額奨学資金】 国公立・私立とも 251,100円未満 （年収めやす800万円未満）	※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で1万円単位で選択可 国公立 … 10万円以内（通信制課程も同額） 私立 … 37万円以内（通信制27万円以内） 私立（ICT関連費用負担なし） … 30万円以内（通信制20万円以内） ただし、中等教育学校の後期課程は対象外	○募集期間 予約募集（奨学資金）と同時申請 ○貸付期間 高校等入学前 ※進学後の貸付は不可		在学する学校	

夢みらい奨学金	申込資格及び家計基準	奨学金【給付】 採用時 進学確定後	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	〇給付人数 120名（予定） 〇学校長の推薦が必要
大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 Tel06-6358-3052 	次のすべてに該当し、在学する学校長が推薦する生徒 1 大阪府内に設置されている高校等に在学する 3年次 の生徒 2 前年度の成績の平均値が3.8以上（5段階評価）であり、自らの得意分野を生かして努力し、夢の実現のため、大学・短大・専門職大学・専門職短期大学・専門学校専門課程への進学を希望する生徒 3 高校等在学中に生徒会活動、クラブ活動、ボランティア活動等学校・地域活動等に参加し、その行動及び努力が顕著な生徒 4 保護者が大阪府内に住所を有し、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が51,300円未満の方（年収めやす350万円未満） ※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額 5 USJ奨学生として、奨学金の給付を受けていないこと	奨学金【給付】 高校2年次 高校3年次 進学確定後 20万円（2年次） 20万円（3年次） 60万円（進路確定後） 10万円 15万円 15万円 60万円（進路確定後） （ ）は4年制高等学校の場合	20万円 30万円	〇募集期間 高校3年次の6月頃で 各学校が定める期間	在学する学校	
USJ奨学金 大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 Tel06-6358-3052 	次のすべてに該当し、在学する学校長が推薦する生徒 1 大阪府内に設置されている高校等に在学する 2年次 の生徒 2 1年次の成績の平均値が4.3以上（5段階評価）であり、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現のため、大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専門学校専門課程への進学を希望する生徒 3 高校等在学中にボランティア活動や生徒会活動、クラブ活動等に積極的に参加している生徒 4 保護者が大阪府内に住所を有し、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が51,300円未満の方（年収めやす350万円未満） ※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額	奨学金【給付】 高校2年次 高校3年次 進学確定後 20万円（2年次） 20万円（3年次） 60万円（進路確定後） 10万円 15万円 15万円 60万円（進路確定後） （ ）は4年制高等学校の場合	20万円 20万円 60万円（進路確定後） 10万円 15万円 15万円 60万円（進路確定後） （ ）は4年制高等学校の場合	〇募集期間 高校2年次の6月頃で 各学校が定める期間	在学する学校	〇給付人数 15名予定 〇学校長の推薦が必要
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制 課程修学奨励費 大阪府教育振興室 高等学校課 大阪市中央区大手前3丁目 2-12 Tel06-6941-0351代表	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満であること、また、4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること 4 大阪府育英会奨学金の貸与を受けていない者 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者（教科・科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること）	貸与額（月額） 9,000円に、申請年度の在学月数を乗じた額（年額108,000円） ※奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	〇申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） 〇貸与決定時期 12月中旬（予定） ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	〇申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） 〇貸与決定時期 12月中旬（予定） ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	在学する学校	〇返還免除 1 高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業した場合、その他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合

募集時期・貸与期間	取扱窓口	募集期間	学 種 ・ 貸 与 額	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	募集時期・貸与期間
堺未来創生奨学金 (堺市奨学金) 堺市教育委員会 学務課 ℡072-228-7485 高校生等 	市内の居住先から、右の学校のいずれかに通学している児童が困難な方 ただし、大阪府が実施する「奨学のための給付金（通学制度）」(P15参照)の対象となる世帯を除き、市民税所得割額が課税されている世帯に属している基準額以内の方 所得審査あり	奨学金（年額）【給付】 国公立・私立 60,000円（上限） ※課程等により、金額が異なります。 高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）、特別支援学校（高等部）	奨学金（年額）【給付】 120,000円 大学・短期大学・高等専門学校（4、5年）・専修学校（専門課程）	申し込みは - 電子申請 - 郵送 - 各役所（企画総務課（西区役所は総務課））	○詳細は広報さかい6月号に掲載 ○2025年度採用予定者数（500名程度）		
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支援費) (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪市中央区谷町7-4-15 ℡06-6762-9474代表 堺市は堺市社会福祉協議会 堺市堺区南瓦町2-1 ℡072-222-7666 (直通) 大学生等 	4月30日から申請日までの期間に継続して、本人又はその生計維持者が市内に住所を有し、右の学校のいずれかに在籍している児童が困難な方、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金（第1から第Ⅲ区分）を4月から9月分まで継続して受給している方 所得審査、成績要件あり	教育支援費（月額）（無利子） 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 短大 … 60,000円以内 大学 … 65,000円以内 就学支援費（無利子） 入学時のみ 50万円以内 ※高等学校等就学支援費等、高等教育の修学支援の新制度による減免、各種給付型奨学金や大阪府育英会・日本学生支援機構奨学金（第一種・二種）等の貸付制度がすぐに利用できる場合があります。	○随時申込 (事前相談必要) ○就学支援費の受付期限 入学した月未	申し込みは - 電子申請 - 郵送 堺市は 堺市社会福祉協議会 ※堺市外の方は お住まいの市区町村社会福祉協議会	○高校には、専修学校高等課程を含む ○短大には、専修学校専門課程を含む（大学院・外国留学は対象外） ※貸与前に納付した費用については貸与されない ※高等学校等就学支援費等、高等教育の修学支援の新制度による減免、各種給付型奨学金や大阪府育英会、日本学生支援機構奨学金（第一種・二種）等の貸付制度が優先 ※返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後 ※返済期間：修学年限の3倍以内		
母子及び父子並びに 寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支援資金) 	1 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 2 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子 ※ 児童を同時に扶養している場合に限る 3 寡婦（配偶者のない女子であって、かつ母子家庭の母だった方）が扶養する子 4 40歳以上の配偶者のない女子が扶養する子 5 父母のいない児童 * 「児童」は20歳に満たない者 ※ 子が借主の場合や世帯の状況によっては、連帯保証人が必要 ※ 返済能力を有すること	※市内高校は私立・公立とも授業料無償化の対象となるものは貸付対象外 修学資金（月額）（無利子） 国公立・自宅通学の場合 高校 … 27,000円 (45,000円) 以内 高専 … 31,500円 (48,000円) 以内 短大 … 67,500円 (93,500円) 以内 大学 … 71,000円 (108,500円) 以内 上記（ ）内は私立・自宅通学の場合 大学院（修士課程）…132,000円以内 大学院（博士課程）…183,000円以内 就学支援資金（入学時のみ）（無利子） 国公立・自宅通学の場合 高校・高専 15万円 (41万円) 以内 短大・大学 41万円 (58万円) 以内 大学院（国公立） 43万円以内 大学院（私立） 59万円以内	○申込期間 - 修学資金 入学決定後随時 - 就学支援資金 入学決定後～入学金等納入前 ○貸付できない場合があり、また貸付まで数か月間の期間を要するため、申込み前に早めに要相談	各保健福祉総合センター子育て支援課（P56参照） ※堺市以外の方は、お住まいの市区町村福祉事務所（福祉事務所が設置されていない町村は、大阪府子ども家庭センター）	○高校には、専修学校高等課程を含む ○高等教育の修学支援制度を利用する場合は貸付額に制限あり ※貸与申請前に納付した費用については貸与されない ※日本学生支援機構・大阪府育英会等との併用については、貸付額に制限あり ※返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後		

	申込資格及び家計基準	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
介護福祉士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL06-6776-2943 	1 介護福祉士養成施設に入学者の方 (合格通知の出ている方) および在学している方 2 卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き5年以上派遣・免除対象業務に従事しようとする意思を有していること 3 修学に際し家庭の経済状況等から貸付けが必要としていること 4 学業の成績等が優秀であり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があること 5 大阪府内の養成施設に在学 (在学予定) 又は大阪府内に住所を有していること等	貸付限度額 (無利子) 修学資金 月額5万円 (修学期間中) 入学準備金 20万円 (入学者対象、初回送金のみ) 就職準備金 20万円 (卒業年度にかかるとる最終回送金のみ。 夜間部課程は対象外) 国家試験受験対策費用 4万円 (貸付期間中一年度あたり) 生活費加算＜生活保護世帯に属する方＞ 加算限度額 34,510～42,080円 ※居住地によって加算限度額が異なる 詳細は募集要項を確認 <生活保護に準ずる経済状況にある世帯に属する方 (府・市町村民税非課税世帯) > 月額25,000円以内	〇申請期間 学校の定める期間 (5月頃) ※「高等教育の修学支援新制度」 との併用をする場合は、支援 区分の決定後に申請 〇貸付期間 在学期間	在学する 養成施設	返還の免除 ①養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において介護福祉士として派遣・免除対象業務に従事し、かつ引き続き5年間 (過疎地域は3年間) 従事したとき ②登録型のホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した場合は、登録期間が通算1,825日以上であり、かつ、派遣・免除対象業務に従事した期間が900日以上あること 派遣・免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、貸付期間と同等の期間で一括もしくは分割のいずれかの方法により返還していただきます (原則、返還機関は5年以内)。 ○他の奨学金との併給可 (一部の奨学金不可) ○連帯保証人が必要
社会福祉士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL06-6776-2943 	※養成施設の推薦状が必要 1 社会福祉士養成施設に入学者の方 (合格通知の出ている方) および在学している方 ※養成施設以外の学校 (福祉系大学等) は対象外 2 卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で社会福祉士として、引き続き5年以上派遣・免除対象業務に従事しようとする意思を有していること 3 修学に際し家庭の経済状況等から貸付けを必要としていること 4 学業の成績等が優秀であり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があること 5 大阪府内に住所を有していること等	貸付限度額 (無利子) 修学資金 月額5万円 (修学期間中) 入学準備金 20万円 (入学者対象、初回送金のみ) 就職準備金 20万円 (卒業年度にかかるとる最終回送金のみ。 夜間部課程は対象外) 生活費加算＜生活保護世帯もしくは住民税非課税世帯に属する申請者> 月額25,000円 (修学期間中)	〇申請期間 4月初旬～5月上旬 〇貸付期間 在学期間	在学する 養成施設	返還の免除 養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において社会福祉士として派遣・免除対象業務に従事し、かつ、社会福祉士の登録日と当該派遣・免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年間 (中・高年難職者の要件に該当すると認定された場合、もしくは過疎地域での従事したとき) 派遣・免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、貸付期間と同等の期間で一括もしくは分割のいずれかの方法により返還していただきます (原則、返還機関は5年以内)。 ○他の奨学金との併給可 (一部の奨学金不可) ○連帯保証人が必要
保育士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL06-6776-2943 	1 養成施設に在学している方 2 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で保育士として、引き続き5年間以上、派遣・免除対象業務に従事しようとする意思を有している方 3 優秀な学生で、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要なる方 4 大阪府内の養成施設 (通信制を除く) に在籍又は大阪府内に住民登録していること ※ 養成施設の推薦状が必要	貸付限度額 (無利子) 修学資金 月額5万円 (千円単位) 入学準備金 20万円 (入学者対象、初回送金のみ) 就職準備金 20万円 (卒業年度に係る最終回送金のみ) 生活費加算＜生活保護世帯もしくは住民税非課税世帯に属する申請者> 加算限度額 41,290～46,930円 ※居住地によって加算限度額が異なる 詳細は募集要項を確認	〇申請期間 学校の定める期間 (4～5月) 〇貸付期間 2年間	在学する 養成施設	返還の免除 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府内において保育士として派遣・免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間 (中・高年難職者の要件に該当すると認定された場合、もしくは過疎地域での従事したとき) 派遣・免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、貸付期間と同等の期間で一括もしくは分割のいずれかの方法により返還していただきます。 (返還機関は5年) ○他の奨学金との併給可 (一部の奨学金不可) ○連帯保証人が必要
さすな育英基金 (公財) さすな育英基金 大阪府北区西天満4-3-25 梅田プラザビル2階 TEL06-6364-2802 	1 ひとり親家庭や父母ともにいない家庭のごとちで、大阪府内の中学2年生、3年生及び高校1年生から3年生 2 父母が揃っていないも虐待・ネグレクト等で親の監護を受けられず児童福祉施設に入所していることでも、大阪府内の中学2年生、3年生及び高校1年生から3年生 3 大阪府下に居住するひとり親家庭や父母ともにいない家庭のごとちで、大阪府外の中学2年生、3年生及び高校1年生から3年生	奨学金 (給付) ○奨学金の使途 塾等での進学に向けた学習、または現在行っている文化・芸術・スポーツ活動に係る費用 <学習支援対象者> 中2、高1、高2…通期生：30万円 (年額) 半期生：15万円 (半年間の額) 中3、高3…通期生：50万円 (年額) 半期生：25万円 (半年間の額) ただし、高校1年生時に限り、通塾の必要がないと判断し、大学や専門学校への受給料や入学金の一部に充てたい者が事前に届けた場合に限り認められることがある。 <文化・芸術・スポーツ活動支援対象者> 中学生、高校生とも、学年問わず 通期生：30万円 (年額) 半期生：15万円 (半年間の額)	〇募集期間 通期生：2月末 半期生：8月末 〇採用決定 通期生：3月末に通知 半期生：9月末に通知 〇給付期間 原則、高校3年卒業時まで継続支援 (毎年3学期中に更新手続きあり)	郵送申込	○支援対象者の状況の変化や、多額の余剰金があった場合は、残金の返還あり。

あしなが奨学金	申込資格及び家計基準	学 種 ・ 賞 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	〇他の奨学金との併給は可 〇貸与部分の返還は貸与終了（卒業）後6か月 据え置いてから最長20年 〇募集人数 【在学募集】 高校・高専（1～3年生） 800人程度 大学・短大 200人程度 専修学校・各種学校・高専（4.5年生） 50人程度 40人程度 大学院 800人程度 【予約募集】 中学3年生（大学・短期大学進学予定） 500人程度 高校3年生（専修・各種学校進学予定） 100人程度 【入学一時金】 私立高校 採用予定300人程度 私立大学 採用予定165人程度 〇2025年度採用予定者数（約250名）
加藤山崎奨学金 （公財）加藤山崎教育基金 東京都世田谷区喜多見 1-18-6 TEL03-3417-2231 	次のすべてに該当する者 1 日本国内の学校（※は除く）に 在学する小学5年生、中学2年生、 高校2年生 （※）特別支援学校、高等専門学校、 専修学校 2 卒業全級（前年度の評定平均4.3以上、 5段階評価でない場合はそれに準ずる成 績を目安）もしくは文化・芸術・科学分 野で優秀な成績をおさめており、品行方 正である者 3 学校長が推薦する者（1校につき3名ま で）	奨学金（年額）【給付】 小学5年生 20,000円 中学2年生 30,000円 高校2年生 50,000円 〇奨学金の使途 （1）学業もしくは文化・芸術・科学分野等、給付対象と なる分野での諸活動費 （2）学業向上もしくは給付対象となる分野で必要となる 経費（学費等）への充当	〇募集期限 オンライン申請 5月7日～6月20日 〇採用決定 8月末までに学校を通じて通知 〇給付期間 採用年度のみ 在学する学校		〇他の奨学金との併給は可。ただし、加藤山崎修学支 援金との併給は可能だが、両方への採用はありませ ん。
加藤山崎修学支援金 （公財）加藤山崎教育基金 東京都世田谷区喜多見 1-18-6 TEL03-3417-2231 	次のすべてに該当する者 1 日本国内の学校（※は除く）に 在学する小学4～6年生、中学生、高校 生 （※）特別支援学校、高等専門学校、 専修学校 2 前年度の評定平均2.7以上、5段階評価 でない場合はそれに準ずる成績の者 3 学習に意欲的または成績優秀で品行方正 である者 4 学校長が推薦する者（1校につき3名ま で）	奨学金（年額）【給付】 小学生 50,000円 中学生 50,000～70,000円※ 高校生 50,000～100,000円※ ※給付額は選考委員会にて決定 〇奨学金の使途 （1）学業に関する費用（授業料、学用品等） （2）学校生活を送るのに必要な費用 （給食費、修学旅行費等）	〇募集期限 オンライン申請 5月7日～6月20日 〇採用決定 8月末までに学校を通じて通知 〇給付期間 採用時に在学する学校を卒業するまで の期間（最大3年間） ※毎年1回、年額ごとに学校を通じて 給付 在学する学校		〇2025年度採用予定者数（約200名） 〇他の奨学金との併給は可。ただし、加藤山崎修学支 援金との併給は可能だが、両方への採用はありませ ん。 〇世帯の年間所得200万未満を目安とし、選考は願書 内容や成績、家族構成等も考慮される。 ※所得目安は給付を保証するものではなく、目安を上 回っていても応募可能

交通遺児育英会奨学金 (公財) 交通遺児育英会 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル3F TEL 0120-521-286 	申込資格及び家計基準 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生（申込時25歳までの人） ※ 重い後遺障害とは 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、身体障害者福祉法第1級から第4級までの障害、又は、精神保健および精神障害者福祉法の第1級から第3級までの障害 家計基準（3人世帯目安） ・ 高校・高専（1～3年生）・専修学校[高等課程] 給与収入者：780万円以下 自営所得者：360万円以下 ・ 大学・短大・専修学校[専門課程]・高専（4・5年生）・大学院 給与収入者：940万円以下 自営所得者：520万円以下	学 種 ・ 奨 与 額 奨学金（月額）（無利子）【一部給付あり】 高校・高専（1～3年生）・専修学校[高等課程] 2万円、3万円、4万円から選択（うち1万円給付） 大学・短大・高専（4・5年生）・専修学校[専門課程] 4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円給付） 大学院 5万円、8万円、10万円から選択（うち2万円給付） 入学一時金（無利子、1年生時のみ） 高校・高専・専修学校[高等課程] 20万円、40万円、60万円から選択 大学・短大・専修学校[専門課程] 40万円、60万円、80万円から選択 進学準備金（入学一時金を削減し貸与） 高校奨学生でかつ大学・専修学校奨学生 予約申込者のみ 40万円、60万円、80万円から選択 進学支援金（翌年度も大学等予約申込する者） 高校卒業後1年目の大学等浪人生 40万円、60万円、80万円から選択	募集時期・貸与期間 ○募集期間 ・ 予約（高校・大学） 中3：第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 高3：第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 専修・各種 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 大学院 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 ・ 在学 高校・高専（1・2・3年生） 奨学金 4月1日～1月31日 大学・短大・専修・高専（4・5年生） 奨学金 4月1日～10月31日 大学院 奨学金 4月1日～10月31日	取扱窓口 応募書類を電話で申し込むか ホームページからダウンロードし直接出願	○他制度と併給可 ○入学一時金だけの貸与は不可
大阪交通災害遺族会奨学金 (公財) 大阪交通災害遺族会 大阪府中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内 TEL 06-6761-5296 	大阪交通災害遺族会の会員で、母子家庭、父子家庭または両親を亡くされた交通遺児	奨学金（月額）（無利子） 高等学校・大学等 毎月最高2万円まで 入学準備金（最高限度額）（無利子） 公立・私立中学校 100,000円 公立高等学校 100,000円 私立高等学校 200,000円 公立大学 200,000円 私立大学 300,000円	○募集時期 随時	大阪交通災害遺族会事務局	○返済期間 奨学金 学校を卒業した翌月から月賦方式により96回を限度として返済 ※卒業証書（写）と奨学金の返済金一部免除願を提出した場合、貸与額の20%を免除 入学準備金 貸与を受けた翌月から6ヶ月据置期間を置いて月賦方式により40回を限度として返済
(一財) 道路厚生会 交通遺児修学資金支援事業 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル TEL 03-6674-1761 	【修学資金】 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路において交通事故により亡くなられた方の遺児で、経済的な理由から就学困難な高校生等 【卒業祝い金】 当修学資金の援助を受けながら高等学校等を卒業した遺児	修学資金【給付】 高等学校・高等専門学校・特別支援学校（高等部） 専修学校（高等課程） 1人年間 396,000円 ※年度途中の新規申込は月割となる 卒業祝い金【給付】 100,000円	○募集時期 随時 ※高等学校等入学前の申込の場合は給付対象者として登録し、高等学校等進学時に給付手続きの案内を送付。 ○給付期間 申請のあった学年から卒業学年終了まで、最高3か年	(一財) 道路厚生会	○他制度と併給可

申込資格及び家計基準	奨学金（月額）【給付】	学 種 ・ 奨 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	募集予定人数 【小児がん経験者】 全国で30名程度 内訳：1年生15名、2年生10名、3年生5名 【がん遺児】 全国で140名程度 内訳：1年生70名、2年生40名、3年生30名 ○アフラック社の保険契約の有無は不問 ○他の奨学金制度との併用可能
アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度 （公財）がんの子どもを守る会 奨学金担当 東京都台東区浅草橋 1-3-12 Tel.03-5825-6311 	以下の要件をすべて満たしていること 【小児がん経験者】 1 18歳未満で小児がんを発症し、経済的な理由により援助を必要とする方 【がん遺児】 1 主たる生計維持者を「がん」で亡くし経済的な理由により援助を必要とする方 2 直近の学習成績が評定平均値3.5（5段階評価）以上の方 評定値を付さない学校の在学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで特に優れた実績がある方（全国大会出場等） 【共通】 1 4月時点において高等学校等に在学予定の方 2 奨学金申請時における前年度の世帯収入または所得が指定の条件を超えない方（詳しくは募集要項参照）	奨学金（月額）【給付】 高等学校 20,000円 特別支援学校の後期課程 中等教育学校の後期課程 高等学校 専修学校の高等課程 (小児がん経験者の場合は「一般課程」も対象) 毎年3期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	○募集期間 11月1日～翌年2月末（消印有効） ○給付期間 対象となる教育機関に在学中の期間（正統の最短修業期間内） 高等専門学校においては最長で5年間給付（専攻科は含まず）	公益財団法人がんの子どもを守る会 奨学金担当 期日までに申請書類を提出すること（郵送可）	
高等学校等奨学生奨学金（韓国子女枠及び一般枠） （一財）山崎豊子文化財団 堺市西区浜寺昭和町3丁目391番地2 Tel.072-266-2522	【韓国子女枠】 - 大阪府内に在住する中学3年生で、自宅より通学圏内の高等学校等に入学を希望する生徒であり、人物、学業ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により就学が困難な状況である者。 - 保護者（祖父母、曽祖父母等を含む）が引揚げで、終戦前（1945年9月2日以前）から引き継ぎ中国に居住し、近年永住の目的をもって韓国した者 【一般枠】 - 大阪府内に在住する中学3年生で、自宅より通学圏内の高等学校等に進学を希望する生徒（国籍は問いません） - 作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志す者	奨学金（月額）【給付】 高等学校 10,000円 大学生（学部生）25,000円 修士課程・専門職課程 40,000円 博士課程（後期課程）70,000円	○募集期間 11月～12月頃 ○支給期間 最短修業年限（3年）	在学する中学校	
（公財）朝鮮奨学金 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビル1階 Tel.03-3343-5757 	1 日本の高等学校・大学・大学院に在学・在籍する韓国人・朝鮮人学生（韓国籍・朝鮮籍、本国からの留学生も含む） 2 成績優良で、学費の支弁に困難な者 3 2025年4月1日現在、高校生は満25歳未満、学部生は満30歳未満、大学院生は満40歳未満の者	奨学金（月額）【給付】 高校生 10,000円 大学生（学部生）25,000円 修士課程・専門職課程 40,000円 博士課程（後期課程）70,000円	○募集期間（入学後） 高校 インターネット受付 4月10日～5月12日 大学・大学院 インターネット受付 4月10日～5月12日 ○給付期間 1年間（4月～翌年3月）	インターネット で申請	○応募にあたっては本会ホームページを参照し、募集要項記載の申請要件・方法を十分に確認すること

(公財) 韓国教育財団 奨学金支給事業 (公財) 韓国教育財団 東京都港区三田2-10-6 レオマビル9F Tel.03-5419-9171 mailto:ilchoi2006@kref.or.jp 	申込資格及び家計基準 【一般奨学金】 <高校> 1 日本国内の学校に在学する者 2 韓国籍（二重国籍含む）で、日本永住権を保有する者か日本国籍（帰化含む）で、韓国系学校に在学し、韓国語能力試験3級以上の合格者 <大学・大学院> 1 日本国内の大学学部に在学する満25歳以下（大学院は満30歳未満）の者 2 韓国籍（二重国籍含む）で、日本永住権を保有する者か日本国籍（帰化含む）で、韓国系学校に在学し、韓国語能力試験5級以上の合格者 【碧奎奨学金（海外留学期間制度）】 1 米国上位20位以内のMBA（ビジネススクール）大学院課程か全米上位15位以内の経済学大学院課程に合格、在学中の者 2 日本での永住権を持つ韓国籍で、応募時点で満40歳未満の者 3 家庭事情が学資金補助を必要とすると認められる者	奨学金（年額）【給付】 高校 10万円 大学 50万円 大学院 100万円	募集時期・貸与期間 ○募集期間（入学後） 高校・大学・大学院 5月12日～6月27日 ○給付期間 1年間	取扱窓口 「韓国教育財団奨学金 受付システム」を通じて申請	○大学・高校とも申請にあたっては、募集要項に記載している申請要件を十分確認すること ○他の団体や機関の返済不要奨学金との併用不可
		奨学金（年額）【給付】 海外MBA課程 最大1,200万円	○募集期間 海外MBA課程（※参照） 随時募集 ※http://usnews.com ○給付期間 正規履修年限	碧奎奨学金は財団住所「碧奎奨学生事務局」へ提出（配達記録のある郵送方法）	○他の団体や機関の返済不要奨学金との併用不可

政 府 ・ 民 間 の 教 育 ロ ー ン の 概 要

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対 象 校	備 考
日本政策金融公庫 (国の教育ローン 教育一般貸付) 埼玉支店(南埼玉会館5F) Tel. 072-257-3600 教育ローンコールセンター Tel. 0570-008656 (ナビダイヤル) ※申込はインターネットでも可 	学生・生徒1人につき 350万円まで ①～④のいずれかの資金として利用する方は 450万円まで ①自宅外通学 ②修業年限5年以上の大学(短大) ③大学院 ④短大留学(修業年限3カ月以上の外国教育施設に留学する場合) ※ 今後1年間に必要となる費用	こどもの人数と世帯年収(所得)の上限額 1人 790万円(600万円) 2人 890万円(690万円) 3人 990万円(790万円) 4人 1,090万円(890万円) 5人 1,190万円(990万円) ※ こども6人以上の場合は問い合わせ ※ 括弧内の金額は事業所得者の場合の所得上限額 ※ こどもの人数が2人以下で世帯収入(所得)が上限額を超える場合でも緩和条件に該当すると、世帯収入が990万円(所得790万円)まで上限額が緩和され申込対象になる場合があります。 ※ 緩和条件についてはホームページにて確認すること。	20年以内 (在学期間内は利息のみの返済が可能)	年2.85%(ただし、以下の世帯は2.45%) ・ひとり親家庭 ・交通通児家庭 ・世帯年収200万円(132万円)以内の方 ・扶養していることもの人数が3人以上の世帯かつ世帯収入500万円(356万円)以内の方 括弧内の金額は事業所得者の場合の所得上限額 20256月現在 (固定金利・保証料別)	・ 申込期間 1年中受付 (資金が必要となる2～3か月前が目安) ・ 貸付期間 必要とする時期 入学資金は、入学する月の翌月末まで	・ 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、大学、短期大学、大学院(法科大学院、専門職大学院を含む) ・ 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など) ・ 外国の高等学校、大学、短期大学、大学院、語学学校など(修業年限3カ月以上) ・ その他職業能力開発校などの教育施設	主な提出書類 ・ 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)またはパスポート(顔写真のページおよび居住所等の記載のあるページ) ・ 世帯全員の(納税を念む)が記載された住民票の写し(原本)または住民票記載事項証明書(原本) いづれも本籍地および個人番号(マイナンバー)は不要 ・ 源泉徴収票または確定申告書(控) ・ 住宅ローン(又は家賃)と公共料金(2種類以上)の明細の支払いが確認できる預金通帳等(最近6か月分以上) ・ 連帯保証人による保証を希望の場合は、予定連帯保証人の源泉徴収票または確定申告書(控) ・ 入学資金を申し込む場合 合格を確定できる書類(合格通知書、入学許可書など) ・ 在学資金を申し込む場合 在学を確定できる書類(学生証、在学証明書など)と支払いが確認できる書類(学校案内、授業料納付通知書など)
銀 行 例：府指定金融機関であるりそな銀行の「教育ローン」の場合 クレジットセンター Tel.0120-25-8156 りそな銀行 	10万円～1,000万円 (1万円単位) ※ 医・歯・薬・獣医学部の就学費用は2,000万円以内 (1万円単位)	・ 申込時の年齢が満20歳～満66歳未満の方で、最終返済時の年齢が満75歳未満の方	1年以上14年以内 (1年単位) ※ 医・歯・薬・獣医学部の就学費用は20年以内(1年単位) ・ 括弧期間 次のいずれが短い方の期間内 ◎就学期間内 ◎4年9か月以内 医・歯・薬・獣医学部の就学費用は6年9か月以内	2.875%～4.875% (変動金利)	・ 貸付時期 年 中	・ 幼稚園・小学校・中学校・高校・高等・大学・短大・大学院・予備校 ・ 専修学校 ※ 各種学校を対象とするかは、銀行により異なる	主な提出書類 ・ 収入証明(申込金額が50万円を超える場合) ・ 本人確認資料 ・ 通帳、届印 ・ 使い道の証明書類 ・ その他必要に応じた書類

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
近畿労働金庫 ろうきん無担保ローン 「ライフエール」 ※ 会員組合員の方は所属労働組合によって融資金額が異なる場合があります	1,000万円以内 (1万円単位)	会員組合員 (近畿ろうきんに出資し加入している労働組合などの組合員)	最長10年 店頭で返済額を試算いたします。	固定金利(保証料含む) 2025.7月現在 会員組合員の方 年2.95% 生協組合員の方 年3.15% 一般勤労者の方 年3.45%	取扱期間 通期	幼稚園・小学校・中学校 ・高校・高等・大学・短大・大学院 専門学校 ・各種学校 ・予備校	主な提出書類 ・ 資金使途確認書類 (入学金・授業料等) ・ 給与証明書等 ※ 店頭で説明書をご用意しております。
(ろうきん教育ローン) (カード型)  ※ 会員組合員の方は所属労働組合によって融資金額が異なる場合があります	10万円以上1,000万円以内 (10万円単位での設定ができる)	生協組合員 (近畿ろうきんに出資し加入している生活協同組合の組合員及び同一生計の家族) 一般勤労者 (上記、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県に居住しているか勤務している方)	ローンカード利用期間、元金返済期間合わせて20年以内 ・ ローンカード利用期間は在学期間かつ7年以内 (ローンカード利用期間終了後は新たな借り入れはできません) ・ 最終弁済時年齢は、満76歳未満	変動金利(保証料含む) 2025.7月現在 会員組合員の方 年2.95% 生協組合員の方 年3.45% 一般勤労者の方 年3.45% 融資金利見直しルール ・ ローンカード利用期間中(年2回、基準日に融資金利の見直し) ・ 元金返済期間中(年2回、基準日に融資金利の見直し) 利率については窓口まで	取扱期間 入学前の3月31日まで	大学・短大・大学院 ・ 専修学校(専門課程) ※ 「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校・対象学科であること	主な提出書類 ・ 日本学生支援機構の奨学生採用候補者決定通知 (対象者のみ) ・ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 ・ 『国の教育ローン』が受けられなかったことを確認できる書類 ・ 合格通知 ・ 入学時に必要な金額がわかる書類 ・ 進学先所定の振込用紙等 ・ 親子関係確認書類(健康保険証又は住民票等) ・ 本人確認資料
近畿労働金庫 ※ 既に納入した場合は対象外	最高50万円 (「決定通知」に記載の「入学時特別増額貸与奨学金」の範囲内) (入学時に進学先に支払う教育資金(入学金・授業料)が上限)	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校に進学する奨学金採用候補者で奨学金振込口座を近畿労働金庫に指定できること ・ 近畿労働金庫の取扱地域内に居住又は勤務先のある方の子であること ・ 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与条件(日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の融資を受けられなかった世帯の学生であること)を、融資申込前に満たしていること ※ 日本学生支援機構の決定通知に(『国の教育ローン』の申込必要)と記載がある方のみ	進学後、入学時特別増額貸与奨学金交付時(利息を含め一括返済)	年2.40%程度 (固定金利) 2024.5月現在	取扱期間 入学前の3月31日まで	大学・短大・大学院 ・ 専修学校(専門課程) ※ 「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校・対象学科であること	主な提出書類 ・ 日本学生支援機構の奨学生採用候補者決定通知 (対象者のみ) ・ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 ・ 『国の教育ローン』が受けられなかったことを確認できる書類 ・ 合格通知 ・ 入学時に必要な金額がわかる書類 ・ 進学先所定の振込用紙等 ・ 親子関係確認書類(健康保険証又は住民票等) ・ 本人確認資料
ヒューフアインانسおおさか 一般財団法人 大阪府地域交通権金庫公社 (入学準備資金) 直接の申込みは受け付けない 市町村等の相談窓口へ	○ 高等学校等 60万円以内 ○ 大学等 150万円以内	進学者の保護者または親権者で、府内市町村の教育委員会及び担当相談窓口で事前相談された方 ・ 連帯保証人が必要	修学年限以内 原則、翌月からの元利均等返済	年2.85% (固定金利) 2025.6月現在	申込期間 随時 ただし、相談日が設定されている ・ 貸付時期 資金が必要となる時まで	大学・短大 ・ 専門学校 ・ 高校	主な提出書類 ・ 申込者と連帯保証人の源泉徴収票など所得を証明する書類 ・ 入学を確認できる書類 ・ 資金の使途、金額を確認できる書類 ・ 大阪府育英会・日本学生支援機構の申込み控え又は採用通知 ・ 公共料金等の支払いが確認できるもの ・ 本人が確認できる書類 (免許証・パスポートなど) ・ その他

※ 各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関等にお問い合わせください。

☆ 大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付制度についての問合せ先

(堺市内)

名称	所在地	電話／FAX	交通機関
堺市社会福祉協議会	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-1 (堺市総合福祉会館)	(資金貸付) 072-222-7666 (F) 072-221-7409	南海高野線 堺東駅

☆ 堺市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度についての問合せ先

名称	所在地	電話／FAX	交通機関
堺保健福祉総合センター 子育て支援課	〒590-0078 堺区南瓦町3-1 (堺区役所・本館)	072-228-7023 (F) 072-222-4801	南海高野線 堺東駅
中保健福祉総合センター 子育て支援課	〒599-8236 中区深井沢町2470-7 (中区役所)	072-270-0550 (F) 072-270-8196	南海泉北線 深井駅
東保健福祉総合センター 子育て支援課	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1 (東区役所)	072-287-8198 (F) 072-286-6500	南海高野線 萩原天神駅
西保健福祉総合センター 子育て支援課	〒593-8324 西区鳳東町6-600 (西区役所)	072-343-5020 (F) 072-343-5025	JR阪和線 鳳駅 南海バス 西区役所前
南保健福祉総合センター 子育て支援課	〒590-0141 南区桃山台1-1-1 (南区役所)	072-290-1744 (F) 072-296-2822	南海泉北線 梅・美木多駅
北保健福祉総合センター 子育て支援課	〒591-8021 北区新金岡町5-1-4 (北区役所)	072-258-6621 (F) 072-258-6883	大阪メトロ御堂筋線 新金岡駅 南海バス 北区役所前
美原保健福祉総合センター 子育て支援課	〒587-8585 美原区黒山167-1 (美原区役所・本館)	072-341-6411 (F) 072-341-0611	(南海高野線 初芝駅から) 南海バス 美原区役所前 (大阪メトロ御堂筋線 新金岡駅から) 南海バス 美原区役所前 (近鉄南大阪線 河内松原駅から) 近鉄バス 美原区役所前